

ICTの活用による成長効果は、産業部門のみならず行政をはじめとする公的部門においても期待されるところである。また、第1章第1節に述べた「デマンド・ドリブン・イノベーション」促進の観点に立てば、我が国が抱える社会的課題はグローバルに共通のものであって、その解決にビッグデータやM2M・センシング等最新のICTトレンドを用いて取り組むことにより、そこで構築されたシステムや運営ノウハウの国際展開を通じて、ICT産業その他関連産業の国際競争力強化も期待されるところである。

本章では、ICTの活用による社会課題解決が期待される分野として、①電子政府とその新たな潮流としてのオープンデータ、②様々な社会インフラの効率的な管理や資源対策へのICT活用、③健康長寿社会構築に向けたICT活用の3点について現状及び課題分析を行う。

第1節 電子行政とオープンデータ

電子行政は、行政分野へのICT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政の合理化、効率化及び透明性の向上や国民の利便性の向上を図ることを目的として推進されている。また、市民の参画や行政と市民の協働を促進するオープンガバメントの世界的な流れを受けて、電子行政に関連するICT政策の新たな潮流として、公共データの活用促進、「オープンデータ」への取組が開始されている。本節では、電子行政の取組状況について紹介しつつ、特にG2C（政府から市民へ）サービスを中心に、海外の取組やオープンデータの動向を紹介し、最後に電子行政に関する国民・地方自治体の認識等について、アンケート結果等を基に分析する。

1 電子行政の推進

(1) 電子行政のこれまでの流れ

ア 1950年代から90年代までの主な取組

電子行政に関するこれまでの取組を振り返ると（図表2-1-1-1）、政府は、1950年代後半の気象庁及び総理府統計局を皮切りに大規模電子計算機を導入し、大量定型業務の自動処理化を進めてきた。これにより、事務の大幅な効率化が実現されたが、90年代になると、メインフレームやホストコンピュータと呼ばれる大規模なシステムの高コスト構造等が指摘されるようになった。このため、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）では、オープンシステム化を推進する方針を打ち出し、その取組を進めることとなった。

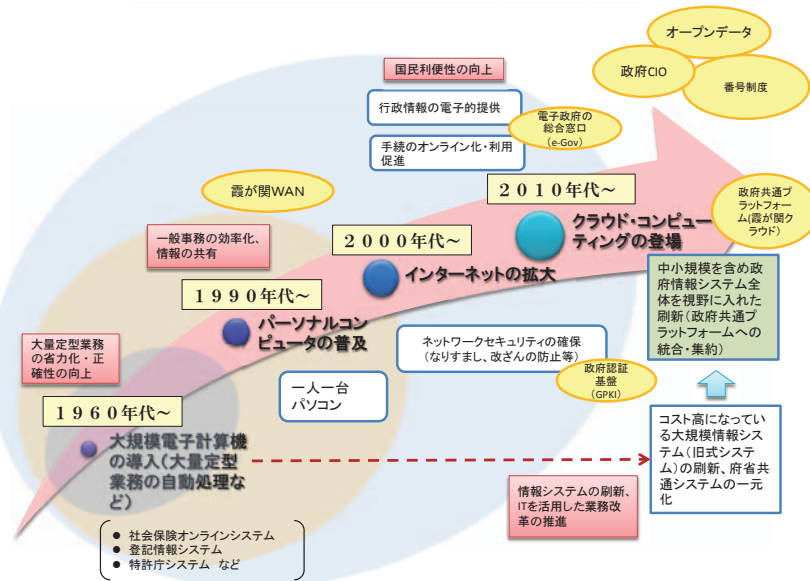
また、「行政情報化推進基本計画」では、「各省庁の施設内ネットワークを相互に接続する霞が関WANの整備」を行うこととし、平成9年1月から、各省庁のLANを結ぶ省庁間ネットワークとして霞が関WANの運用を開始し、複数の省庁にわたる電子メールの送受信や情報共有等における情報通信基盤としての機能を果たした。

さらに、90年代後半には、インターネットの普及を背景に、「行政情報化推進基本計画の改定について」（平成9年12月20日閣議決定）において、「日々公表される報道発表資料、国民生活に必要な各種の行政情報などについて、広範にインターネット・ホームページを活用しオンラインによる提供を進めるとともに、提供内容の充実、タイムリーな提供を一層推進する」などとし、これを踏まえ各省庁は、ホームページの開設や、国民に行政情報の所在案内を行うためのクリアリングシステムの整備を進めた。また、総務庁（当時）は、各省庁が提供している行政情報を総合的に検索するための総合案内クリアリングシステムを平成11年に運用開始するなど、インターネット上での行政情報の提供等に関する取組を進めた。

このほか、「行政情報化推進基本計画の改定について」は、「必要な職員へのパソコン1人1台の配備を進める」

こととし、これに基づく取組の結果、平成11年度には本省庁におけるパソコン1台当たりの職員数が1.0人となり、「1人1台パソコン」が達成されるなど、行政情報化推進のための基盤整備が進められた。

図表 2-1-1-1 電子行政の取組の展開



イ 2000年代以降の主な取組

(ア) 行政手続のオンライン化・オンライン利用促進

政府は、2000年代初頭に、ICTに関する国家戦略である「e-Japan戦略」(平成13年1月IT戦略本部決定)を策定し、電子政府の実現を重点政策分野の一つに位置付けた。その中で、行政手続のオンライン化については、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」こととした。この戦略に基づき、各府省の所管手続をオンラインで行えるシステムや、電子的な申請・届出等の真正性を確保する政府認証基盤(GPKI)、府省内で行われる事務処理を電子化する文書保管や稟議・決裁のシステムの整備が相次いで行われ、インターネット経由の行政手続を法的に可能とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)」が施行された平成15年(2003年)には、国の行政手続の96%について、インターネット経由で受け付ける環境が整った。

しかしながら、過去一度も書面による申請すら行われたことがない手続や極めて申請件数が少ない手続までもがオンライン化されたこと、申請件数の多い手続についても個人が申請する手続を中心に利用率が十分に伸びなかったこと、利用者の視点に立った業務の分析・見直しや申請システムの設計等が不十分であったことにより、オンライン利用が進まず、費用対効果等の点から取組の見直しが必要であった。

このため、政府は、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月IT戦略本部決定)を、さらにその3年後には「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月IT戦略本部決定)を策定し、これに基づき、国民や企業等による利用頻度の高い71種類の手続に取組を重点化し、業務プロセスの見直しを含めたオンライン利用促進を行うとともに、オンライン利用が低調で今後も改善の見込みのない手続に係るシステムを停止し、個別の手続についても費用対効果の観点からオンライン利用範囲の見直しを行った。その結果、平成23年度のオンライン利用率は、重点手続では40.4%、その他の手続を含めた全体では38.5%となっている(図表2-1-1-2～図表2-1-1-4)。

(イ) 業務・システムの最適化

政府は、行政運営の簡素化・効率化を実現するため行政事務のICT化に取り組んできたが、これらは既存の業務及び制度を前提とした取組にとどまっており、ICT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直しは必ずしも十分に行われていなかった。また、人事・給与や旅費の支給など、各府省に共通・類似する業務について、各府省それぞれにシステムの整備・運用が行われ、制度との整合性は図りつつも、各府省独自の処理が行われていた。

このため、政府は、平成15年度に「電子政府構築計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を策定し、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素化・合理化を図り、予算効率の高い簡素な政府を実現することを目標に掲げた。そして、ICT化に対応した業務改革として、「業務・システムの最適化」と呼ばれ

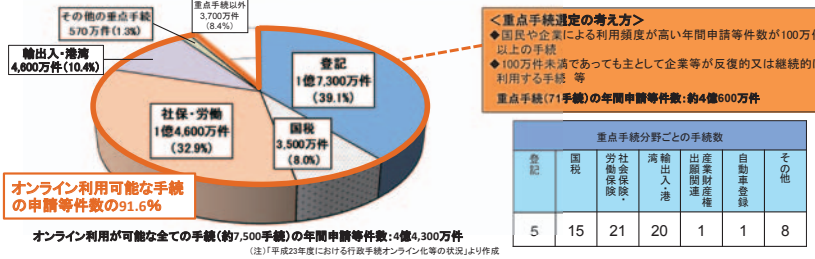
図表 2-1-1-2 これまでのオンライン利用の促進に関する取組の概要

■ **e-Japan戦略（平成13年1月IT戦略本部決定）**
 「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」とした。

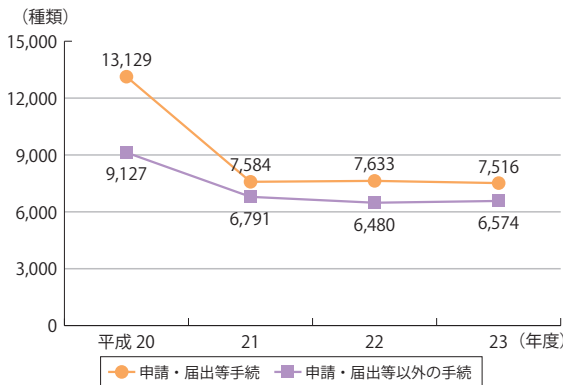
● **オンライン利用拡大行動計画（旧計画）（平成20年9月IT戦略本部決定）**
 ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続（重点手続：全申請件数の76.5%をカバー）に重点化し、新たな利用目標（平成25年度末72%以上）を定め、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
 ② 利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

■ **新たな情報通信技術戦略（平成22年5月IT戦略本部決定）**
 行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。

● **新たなオンライン利用に関する計画（新計画）（平成23年8月3日IT戦略本部決定）**
 ① オンライン利用の範囲の更なる見直し、② 重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善（共通的な取組方針の策定）、③ 重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【平成23年度～25年度】



図表 2-1-1-3 国の行政機関が扱う手続のオンライン化状況の推移



年度	オンラインでの利用可能な手続	
	申請・届出等手続	申請・届出等以外の手続
23年度	7,516	6,574
22年度	7,633	6,480
21年度	7,584	6,791
20年度	13,129	9,127

図表 2-1-1-4 国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の状況

年度	全申請・届出等件数		オンライン利用件数		オンライン利用率(%)	
	うち重点手続	うち重点手続	うち重点手続	うち重点手続	うち重点手続	うち重点手続
23年度	442,868,928	405,824,947	170,504,798	163,807,924	38.5	40.4
22年度	490,303,745	403,819,006	155,943,915	149,920,227	31.8	37.1
21年度	433,878,771	394,880,802	136,805,641	132,314,961	31.5	33.5
20年度	442,189,654	405,517,359	118,411,924	115,717,628	26.8	28.5

る取組を開始した。

「業務・システムの最適化」では、

- ・ 人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務（内部管理業務）や、災害管理業務、統計調査等業務など各府省に共通する業務・システム（20分野）
- ・ 旧式（レガシー）システムや経常的な経費が1億円以上の情報システムを用いている各府省独自の個別業務・システム（67分野）

の、計87分野の業務・システムについて、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成18年3月各府省CIO連絡会議決定）に沿って「最適化計画」を策定し、業務と情報システムの改革を一体的かつ計画的に行うこととした（図表2-1-1-5）。特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、長年にわたり非競争な環境におかれ、運用コストが高止まりになる傾向があったことを踏まえ、上記各業務・システムに係る最適化計画の一環として、

- ・ 汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・ オープンシステム化
- ・ ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・ 随意契約から競争入札への移行
- ・ データ通信役務サービス契約の見直し
- ・ 国庫債務負担行為の活用

の適用可能性を調査する、刷新可能性調査を事前実施し、その結果を踏まえて最適化計画を策定し、システム刷新に取り組むこととした。

業務・システムの最適化の取組の中で、総務省は、各府省が立案した最適化計画の案を確認し、その内容について必要な調整を行うとともに、最適化の実施・評価状況のモニタリングを行う役割を担っており、平成19年度から毎年度、前年度におけるそれぞれの実施状況や取組による効果発現状況について、各府省情報化統括責任

図表2-1-1-5 業務・システム最適化対象分野一覧

○府省共通、一部府省関係業務・システム（20分野）

担当府省	業務・システム名
人事院・総務省	人事・給与等業務
内閣府	災害管理業務
総務省	統計調査等業務
	電子申請等受付業務
	行政情報の電子的提供業務
	共通システム
	文書管理業務
	職員等利用者認証業務
	共同利用システム基盤
財務省	調達業務
	共済業務
	予算・決算業務
	国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。)
文部科学省	輸出入及び港湾・空港手続関係業務
	研究開発管理業務
経済産業省	物品管理業務
	贈金・贈手当業務
	旅費業務
国土交通省	公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)

(※)補助金業務については、当分の間、最適化分野から除外

○個別府省業務・システム（87分野）

担当府省	業務・システム名
内閣府	経済財政政策関係業務等に必要システム
警察庁	全国的情報処理センター用システム
	運転者管理等のシステム
	指紋業務及び掌紋業務
	企画分析業務(警察)
	警察総合捜査情報システム
	DNA型照会業務
	疑わしい取引の届出に関する業務

担当府省	業務・システム名
金融庁	金融検査及び監督業務
	証券取引等監視業務に関する業務
	有価証券報告書等に関する業務
総務省	恩給業務
	電波監理業務
	電気通信行政関連業務
	消防防災業務
	政治資金・政党助成関係業務
法務省	出入国管理業務
	外国人登録証明書類製業務
	登記情報システム
	地図監理業務
	検察業務
外務省	矯正施設被収容者生活維持関連業務
	矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務
	更生保護情報管理業務
	通信機能強化システム
	ホストコンピュータシステム
財務省	在外経理システム
	領事業務
	外勤輸入事務電算処理システム
	財政融資資金関連業務
	共同利用電算機
文部科学省	国税関係業務
	本省情報基盤システム
厚生労働省	監督・安全衛生業務
	労働保険給付業務
	労働保険適用徴収業務
	社会保険業務
	厚生労働行政総合情報システム
	監督・安全衛生業務
	労働保険給付業務

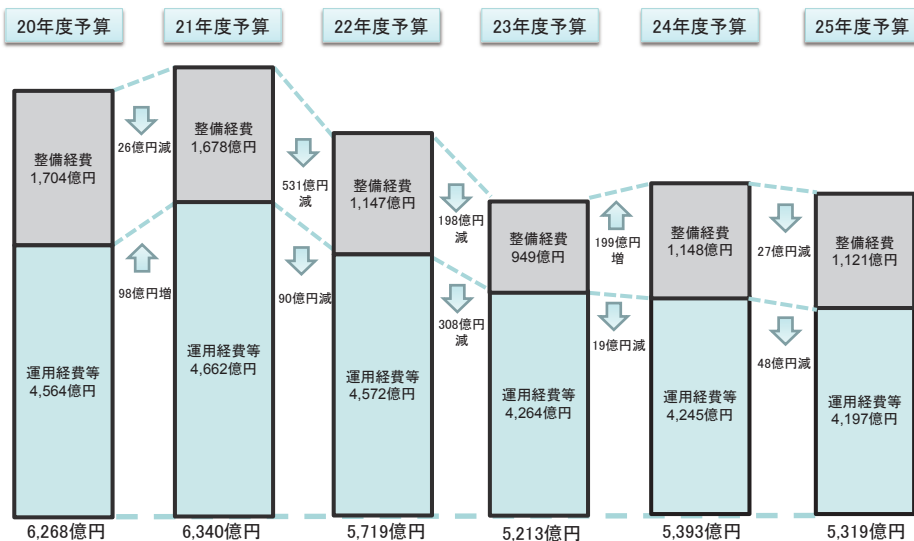
担当府省	業務・システム名
厚生労働省	労働保険適用徴収業務
	社会保険業務
	厚生労働行政総合情報システム
	原爆死没者追悼平和記念館運営業務
	雇用均等業務
農林水産省	職業安定行政関係業務(雇用保険業務、職業紹介業務、職業安定行政システムの3分野を1つにしたもの)
	がん対策情報センター業務
	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム
経済産業省	国有林野事業関係業務
	農林水産省共同利用電子計算機システム
国土交通省	生鮮食品流通情報データ通信システム
	特許庁業務システム
防衛省	工業標準策定業務
	自動車登録検査業務電子処理システム(MOTAS)
	気象資料総合処理システム
	汎用電子計算機システム
	共用電子計算機システム(つくば地区庁庁舎)
	海上保安における船舶助報情報活用業務
	地震津波監視業務システム
	地域気象観測業務システム(アメダス)
	管制情報処理業務システム
	統合気象システム
航空自衛隊補給システム	
航空自衛隊データ処理近代化システム	
防衛省	海幕給与経理システム、給与システム用入出力装置
	陸自補給管理業務
	特別調達資金に関する業務
	海自造修整備補給システム
	技術研究本部研究開発業務
防衛大学校共同利用電子計算機システム	

者(CIO)連絡会議において取りまとめを行っている。

平成24年9月に同連絡会議で取りまとめた平成23年度の最適化実施状況によると、これまでの最適化の取組によって発現した平成23年度の効果は、経費の削減効果が785億円/年(目標値:550億円/年)、職員等の業務処理時間の短縮効果が16百万時間/年(目標値:15百万時間/年)と試算されている。これらの効果は、それぞれの取組の進捗に応じ、年々増加しており、最終的には87分野の全取組において効果が発現することで、経費については1,151億円/年の削減効果、業務処理時間については63百万時間/年の短縮効果が見込まれている。

こうした業務・システムの最適化による取組効果は、政府全体の情報システム関係予算にも反映されてきており、予算総額は平成21年度の6,340億円から平成25年度の5,319億円へ、そのうち運用経費等は平成21年度の4,662億円から平成25年度の4,197億円へと、それぞれ減少している(図表2-1-1-6)。

図表2-1-1-6 情報システム関係予算額の推移



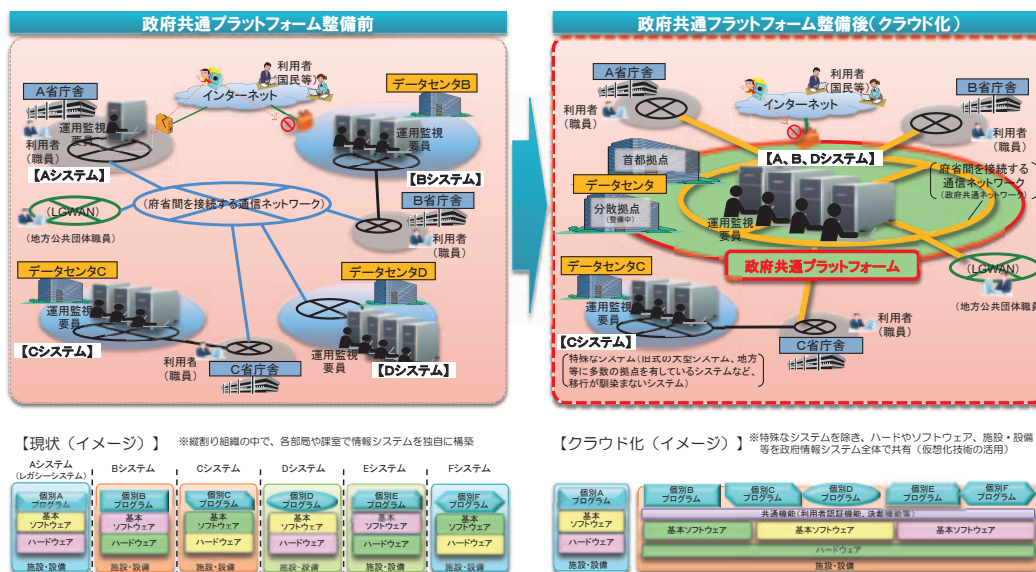
注1. 整備経費:情報システム関係予算のうち、情報システムの企画、設計・開発等に係る一時経費を計上
 注2. 運用経費等:情報システム関係予算のうち、情報システムの保守・運用や利用に要する経常的な経費、CIO補佐官等の推進体制の強化に係る経費等を計上

(ウ) 情報システムのクラウド化

平成15年から始まった業務・システムの最適化の取組は、府省共通業務・システムの集中化、レガシーシステムのオープン化などについて着実な進展を見せており、運用コストの削減、業務処理の効率化等に関して相応の成果が見込まれる一方で、各分野で行われた取組は、個々の業務・システムの範囲にとどまり、最適化される範囲も限定的であったため、電子行政は、各業務・システムを結ぶ政府全体を通じた全体最適に向け、次の新たな施策を講ずる必要性が増してきていた。

こうした事情も背景として、政府は、「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月IT戦略本部決定)において、当時、一般の情報システムにおいても十分実装可能なレベルにまで進展してきていた仮想化技術等を政府情報システムにも導入し、「霞が関クラウド(仮称)」を構築する構想を示した。これを具体化するため、総務省は、府省ごとに分散する情報システムを統合・集約化し、共通機能の一元的提供等を行うための新しい政府共通のシステム基盤として、「政府共通プラットフォーム」の整備に着手し、平成25年3月にその運用を開始した(図表2-1-1-7)。

図表2-1-1-7 政府共通プラットフォームの概要



また、地方自治体においては、いわゆる電子申請などのフロントオフィス業務において、ASP・SaaSの導入事例が増えてきたこともあり、平成22年度においてASP・SaaS導入活用ガイドラインを取りまとめるとともに、同年度に基幹系業務の共同利用を促進するため、「自治体クラウド推進本部」を設置し、基幹系業務の共同利用・データセンターによる情報管理を目的とした自治体クラウドの円滑な展開を実現するための検討・実施を行ってきたところである。

(エ) 政府におけるICTガバナンスの確立・強化

電子政府の推進体制を確立・強化するため、政府は平成14年に、各府省に情報化統括責任者(CIO)を設置した。また、平成15年には、府省内の業務・システムの分析・評価や最適化計画の策定に当たり、各府省CIOを補佐し、支援・助言等を行うCIO補佐官を配置した。さらに、平成18年には、各府省CIOの下で、府省内の情報システム企画、開発、運用、評価等の業務について責任を持って統括する体制(プログラム・マネジメント・オフィス(PMO))を整備した。

しかし、政府のICTガバナンスについては、ICT投資管理やシステムの整備・運用に係るポリシー・ルールが必ずしも十分に整備されておらず、政府全体のマネジメントが十分に機能していないとの指摘があった。このため政府は、「i-Japan戦略2015」(平成21年7月IT戦略本部決定)や「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月IT戦略本部決定)において、電子行政推進の司令塔としての役割を担う政府CIOの設置の必要性を示し、平成24年8月、内閣官房に政府情報化統括責任者(政府CIO)を設置した。

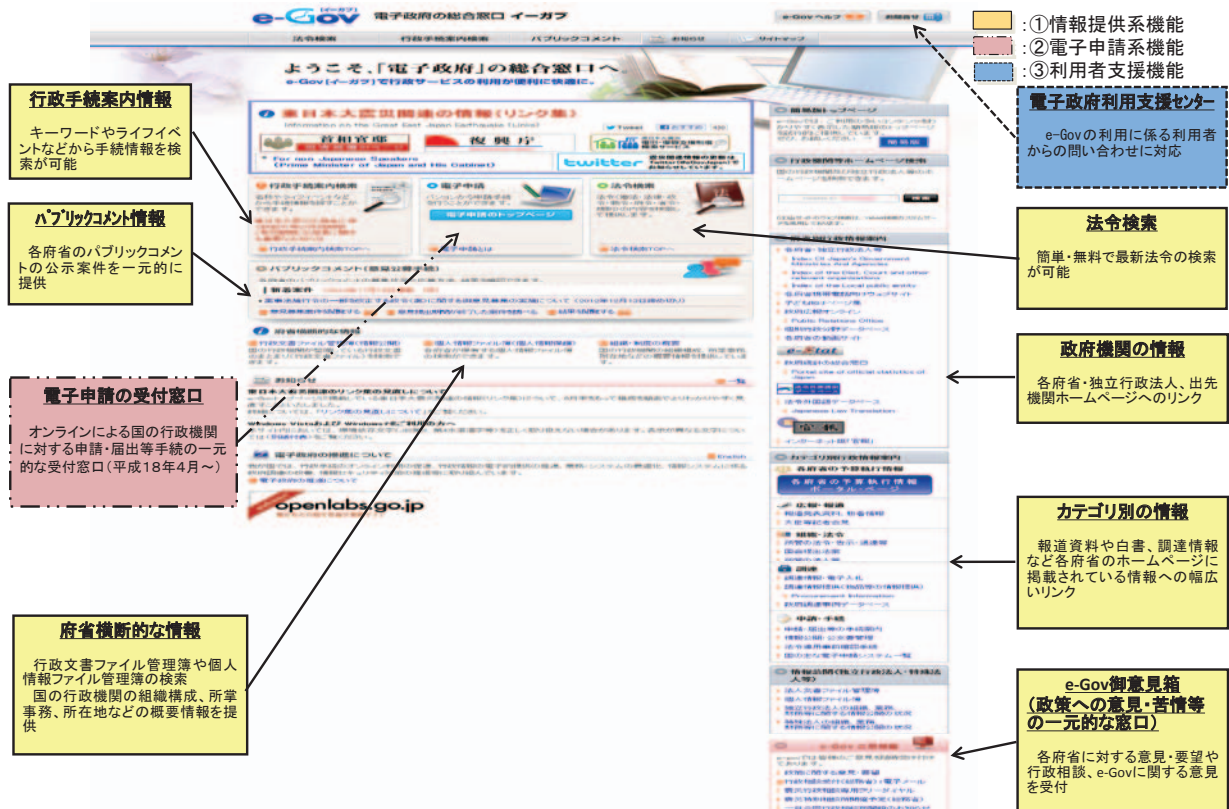
そして、政府CIOの設置や権限等を法定化するため、政府は、平成25年通常国会に「内閣法等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は衆議院の修正を経て成立し、政府CIOは、ICTの活用による国民の利便性の向上や行政運営の改善に関する事務を所掌する「内閣情報通信政策監」として内閣法に位置付けられた。

(オ) その他の取組

行政情報のインターネット上での提供については、総務省は平成13年に、総合的な行政情報ポータルサイトとして、電子政府の総合窓口（e-Gov）の運用を開始した。これは、総合行政サービスシステム、総合行政文書ファイル管理システム、法令データ提供システム等を一体的に運用するものであり、その後、パブリックコメントに関する情報案内機能の追加や、e-Gov 電子申請システムの運用開始等を行い、サービスの拡充を進めている（図表2-1-1-8）。

また、電子行政の取組を効果的に推進するためには、職員のICT能力を向上させることが重要であることから、総務省では、各府省の職員を対象に情報システム統一研修を実施し、情報化を担う基幹要員等の養成に努めている（図表2-1-1-9）。

図表2-1-1-8 電子政府総合窓口（e-Gov）の主な機能



図表2-1-1-9 情報システム統一研修の概要

- 目的: 各府省の情報化を担う基幹要員等の養成
- 対象者: 国の行政機関等における行政情報システム関係業務等に従事する職員
- 実施形態
 - 集合研修 (調達管理など10コース、22回、募集920名/年) 各府省(本省庁・地方支分部局)から総務省に集まって行う研修
 - eラーニング (コンピュータシステム基礎など11コース(4期)、募集6,400名/年) 各府省のLAN環境を利用し、研修施設への移動なしに職場の自席にしながら研修を受講



4 修了者数の推移

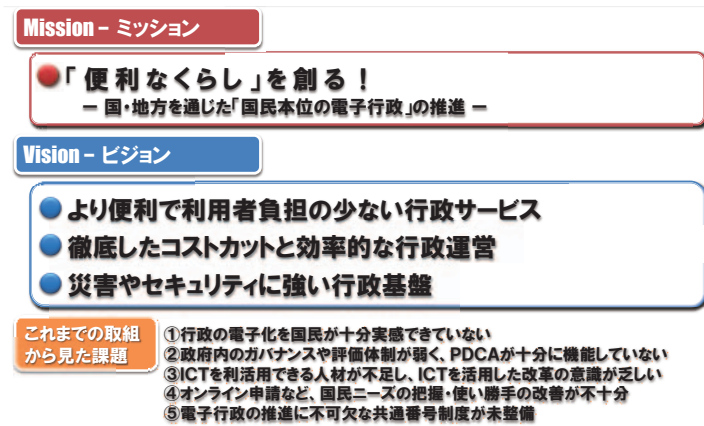
項目	昭和35年度～平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
修了者数	16,460	3,677	4,884	6,150	6,428	5,681	5,763	6,872	7,765	7,500	7,889
累計		20,137	25,021	31,171	37,599	43,280	49,043	55,915	63,680	71,180	79,069

(2) 電子行政の強化に向けた戦略的取組

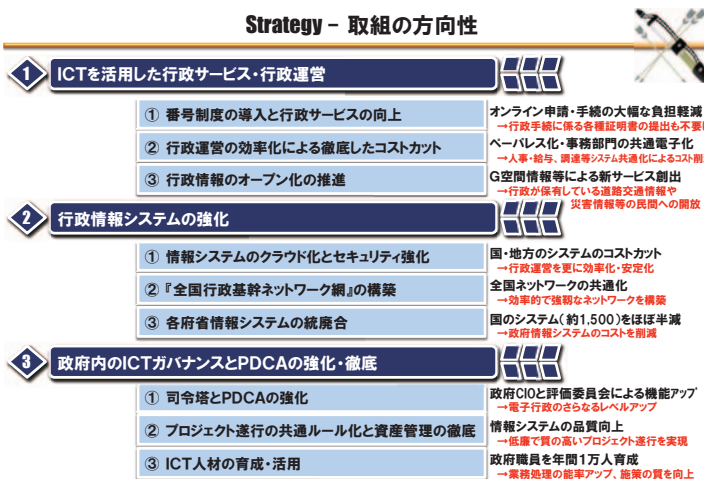
(1) に述べたように、電子行政については、これまで政府情報システムの運用コストや業務処理時間の削減、行政手続のオンライン利用の促進等、様々な取組を進め、一定の成果を挙げてきたところである。一方で、行政の電子化を国民が十分実感できていないことなど、いくつかの課題が挙げられており、こうした課題を解消するため、今後、さらなる行政サービスの利便性向上や徹底したコストカットに取り組んでいくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、総務省では、「便利なくらしを創る!」というミッションの下、「より便利で利用者負担の少ない行政サービス」、「徹底したコストカットと効率的な行政運営」、「災害やセキュリティに強い行政基盤」という3つのビジョンを実現するための施策を、平成25年3月28日に開催されたIT総合戦略本部に提言した(以下「総務省提言」という。図表2-1-1-10及び図表2-1-1-11)。この提言内容は、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定及びIT総合戦略本部決定。以下「新戦略」という。)にも反映されており、同提言及び新戦略には、以下のような取組を推進していくことが示されている。

図表2-1-1-10 電子行政の推進 -ICTで引き出す行政の活力-平成25年3月28日IT総合戦略本部総務省提出資料から抜粋)



図表2-1-1-11 電子行政のStrategy - 取組の方向性



(出典) 平成25年3月28日IT総合戦略本部総務省提出資料から抜粋、加工

情報システムのクラウド化を加速し、災害やサイバー攻撃にも強い、強靱なシステム基盤の構築に取り組む方針を打ち出した。

新戦略では、「2013年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する」こととされ、これらを踏まえ、「2018年度までに現在の情報システム数(2012年度:約1,500)を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021年度目途に原則すべての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する(3割減を目指す)」

ア 利便性の高い電子行政サービスの提供

行政手続のオンライン利用については、既述のとおり、近年の利用促進の取組により利用率が向上しているところであるが、国民ニーズの把握・使い勝手の改善や、オンライン手続の利用促進を通じて行政運営の効率化を図っていくことなどが今後の課題として考えられる。

総務省提言では、利用者視点で業務を見直し、時間、労力、コストといった国民負担を軽減する行政サービス改革を進めることを示し、これを受けて新戦略では、「2013年度中に、これまでのベストプラクティスも参考にしつつ、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定する」とともに、「業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する」こととされている。

イ 国・地方を通じた行政情報システムの改革

情報システムの改革については、従来進めてきた業務・システムの最適化の取組に加え、さらなる行政運営の効率化を推進する観点から、総務省提言において、各府省の情報システムの統廃合を進めるとともに、政府情報

こととされている。

さらに、地方自治体においても、自治体クラウドについて、「番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方自治体における取組を加速する」こととされている。

また、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものである。平成25年通常国会において成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」により、平成28年以降、個人番号の利用が開始されることとなった（図表2-1-1-12）。

図表2-1-1-12 番号制度の概要

社会保障・税番号制度の概要 ～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。
個人番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。 ○ 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理に必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。 ○ 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。
個人番号カード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。 ○ ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。 ○ 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。 ○ 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。 ○ 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第36条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。
法人番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。
検討等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 ○ 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

番号制度を導入する行政分野等については、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府CIOの指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組む。

また、今後整備される「マイポータル（仮称）」を活用した個人向けサービスを展開し、行政のコンシェルジュサービスともいえる利用者一人ひとりのニーズに合わせたワンストップ・プッシュ型サービス等、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャンネルで実現する。

ウ 政府におけるICTガバナンスの強化

電子行政に関する様々な施策を推進する上での共通的な課題として、電子行政についての政府内のガバナンスや評価体制が弱く、PDCAが十分に機能していないことや、ICTを利活用できる人材が不足し、ICTを活用した改革の意識が乏しいことがこれまで指摘されてきた。

こうした課題に対処する方策として、総務省提言は、

- ・ 政府CIOの下、第三者の視点による評価の枠組も導入し、費用対効果の明確化、実効性・効率性を確保すること
- ・ 情報システムの整備・運用や資産管理に関し、共通ルールをガイドラインとして整備し、品質レベルを底上げすること
- ・ 職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し（年間延べ1万人程度を養成）、電子行政推進の担い手を輩出すること

を示した。

これらの提言に対応する形で、新戦略では、

- ・政府CIOの下、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた政府情報システムに関する投資計画を2014年度予算編成に合わせて策定・推進すること。また、IT総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備すること
- ・情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備すること。また、政府情報システム資産管理等のためのデータベースを整備・運用すること
- ・政府におけるICT人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を政府横断的な取組として実施すること

などが掲げられている。

エ 電子行政推進に向けた今後の取組強化について

新戦略は、従来の電子行政の取組において、サービスの電子化・ワンストップ化に一定の成果が挙げられていることを評価しつつも、あくまで窓口・紙による行政サービスが基本で、オンライン・電子化は補助的手段であったことや、省庁あるいは省庁組織内の縦割り構造が原因となって、利用者にとって必ずしも使い勝手の良いサービスが提供されてこなかった点を指摘している。

こうした課題への反省に立ち、今後は、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現することが求められている。総務省としても、政府CIOと連携・協力し、関連施策を着実に推進することにより、国民本位の電子行政の実現を目指していくこととしている。

(3) 電子政府推進にかかる諸外国の動向

電子政府戦略については、世界各国で行政の効率化、行政の透明性の向上、公共サービス向上等の視点から取組が進んでいる。また、電子政府は、「人々の成長のエンジンたり得る。電子政府の提供により、公共サービスは反応が早く、市民中心で、社会的に包摂した形でデザインされる。政府はまた一般参加型のサービス提供プロセスを通じて市民を取り込んでいく。」とされ^{*1}、各国の民主主義社会の形成にも重要と認識されている。

ここでは、電子政府の成功事例として国際的に評価されているデンマークと韓国の事例^{*2}に関して、その特徴について述べる。

ア デンマーク^{*3}

デンマークでは、国民の高い税負担に基づく高福祉国家として、社会保護給付、医療・介護サービス、育児・教育支援など高水準の社会保障サービスを提供している。人口規模は約560万人(2013年)で、日本の都道府県でいうと兵庫県と同規模である。同国においては、政府財政は金融危機を転機に2008年第4四半期には赤字に転落し、政府債務残高(国及び地方)も上昇しており、社会保障についても削減を検討している。また、同国においても高齢化の進展に伴い人手不足が生じている。このような中で、電子政府については、行政コスト削減の視点から期待されており、政府の強いイニシアティブのもと、ICTを社会全体の効率化に向けて効果的に活用してきた。

また、デンマークにおいては、産業政策・イノベーション政策において、ユーザードリブンのアプローチが新たな価値創造に結びつくとの認識に立って、ユーザードリブン・イノベーションの方向性を明確に打ち出しており、電子政府についても同じ思想が貫かれているといわれる。後述する市民ポータル「Borger.dk」の開発にお

*1 United Nations “E-Government Survey2012” Foreword参照。

*2 国際電子政府カンファレンスIFIP ECOV2012 & ePart2012では、e-Governmentの総括として、成功と失敗に関する研究報告が行われたが、成功事例としてデンマークと韓国の事例が取り上げられている。〔電子政府のグローバルな最新動向について〕榎並利博 行政&情報システム 2013年2月号)

*3 本項は、「諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究報告書」(2012.4 総務省委託研究)のほか、「世界最先端：デンマーク政府の電子政府推進における体制と戦略」(庄司昌彦、猪狩典子、砂田薫 行政&情報システム 2012年2月号)「ユーザー中心」で創るデンマークの電子政府(猪狩典子 GLOCOM 智場interplace#117 March 2012)、「ユーザーが高める情報システムの価値」デンマークの電子政府を事例として」(砂田薫 情報システム学会誌Vol.7, No.2)、「デンマークの電子政府戦略」(石黒暢 IDUN Vol.20 2012)、「デンマーク電子政府の試み」(安岡美佳、鈴木優美 海外社会保障研究Autumm2010 No.172)により作成した。

いて、ユーザーが様々なステークホルダーとともに、技術開発や評価などのデザイン・プロセスに能動的に関与しシステム使用等を決定する「参加型デザイン」のアプローチが採用されている*4。2007年から運用が開始された「Borger.dk」は総合情報サイトとして、全市民を対象に、必要とする諸手続をポータルですべて済ませることが可能となっており、同国の電子政府の成功事例としてしばしば参照されている。

デンマークの電子政府の成功要因としては、政策のイニシアティブの存在、共通番号制度の早期整備、市民ポータルサイト「Borger.dk」に代表されるユーザー目線のサービスが指摘されている。以下、電子政府推進の経緯及び市民ポータルサイト「Borger.dk」と、同国の電子政府の発展に重要な役割を担ったとされる共通番号制度について述べる。

(ア) 電子政府推進の経緯

デンマークの電子政府戦略は、①2002年に公表された「電子政府に向けて—デンマークの公的部門におけるビジョンと戦略」、②2004年に公表された「新電子政府戦略」、③2007年に公表された「電子政府戦略2007-2010」の3段階で進展してきた。①では、地方自治体、地方行政区、国などの公共部門を連携する共同デジタル化（GtoG）を実行した。②では、各公共部門内（InG）のデジタル化が推進され、③では「国民のためのより良いデジタルサービスの開発」、「国民と行政、社会全体の効率性の向上」、「デジタル化推進に向けた協力体制の強化」の3つの目標を掲げて、行政と企業（GtoB）、行政と国民（GtoC）との間をデジタル化し、国民目線のよりよいサービスの構築へと段階的にシフトしてきた点が特徴といわれる*5。

2011年8月には、「電子政府戦略2011—2015」が公表された*6。本戦略では、「デンマークの公共セクターは、IT及び新技術の採用において世界のリーダーである。」とし、「我々のリーダーとしての地位を利用し、未来の福祉サービスに向けて次のステップを踏み出さなければならない。」として、以下の3つの目標を掲げている*7。

- ・デジタル・コミュニケーション:行政手続において紙による申請と郵送をやめ、市民も企業も2015年までに全面ペーパーレス化する（ただし高齢化や情報格差の問題には対応）。
- ・ニュー・デジタル・ウェルフェア:義務教育・医療・社会福祉・雇用などでICTを新たな福祉技術として活用し企業の高い成長率を実現する。
- ・デジタルインフラ:公的データの活用など、政府のデジタル化の推進。

特に、デジタル・コミュニケーションについては、段階的に2015年までに公的機関の諸手続を電子手続で、セルフサービスによって行うことを、ICTを使いこなせない市民に対しては窓口の対面サービスを行うなど高齢者や情報弱者に対する配慮を行いつつ、原則として義務づける方向となっている。このような、紙の使用を原則撤廃しデジタル化を強制するという政策を推進できる背景として、デンマークでは、ICTによる効率化による財政負担軽減が国民に広く認知され、デジタル化に国民のコンセンサスがほぼできあがっている点（図表2-1-1-13）。

図表2-1-1-13 公的機関の諸手続のセルフサービスへの移行計画

セルフサービスへの移行計画

参考: THE DIGITAL PATH TO FUTURE WELFARE e-GOVERNMENT STRATEGY 2011-2015)

	第1波 2012年	第2波 2013年	第3波 2014年	第4波 2015年
対象分野	奨学金などの個別市民向けサービス	地方自治体による市民向けサービス	雇用、住宅、建設、環境	環境、社会サービス給付調整
業務例	・引越越し ・医療 ・税金申告 ・パスポート ・放課後の課外活動の届出 ・デイケア ・学生ローン	・運転免許 ・婚姻 ・出生届 ・名前登録 ・学校入学手続き	・都市計画と道路 ・所得補助 ・建設 ・車両登録	・高齢者と障害者への給付の事前確認 ・社会的支援サービス ・マタニティとパタニティの給付 ・年金

(出所:デンマーク政府)

(出典)「ユーザーが高める情報システムの価値」(砂田薫 情報システム学会誌Vol.7 No.2 21ページ)

図表2-1-1-13)。

(イ) 市民ポータルサイト「Borger.dk」

市民ポータル「Borger.dk」は、行政の総合オンラインサービスである（図表2-1-1-14）。2007年から運用が開始された「Borger.dk」は、住宅・子供・年金・暮らし全般にわたる総合情報サイトとして提供され、引越越し関係の手続き等について、国

*4 具体的には、「Borger.dk」では、「ペルソナ」といわれる手法が利用されている。ペルソナとは、定量的・定性的なデータに基づきいくつかの典型的な架空の人物像を描き、想定された人物が満足するデザインを導き出す手法で、デンマークでは、政府が統計局のデータに基づき12人のペルソナを設定し、その内容は約80ページに及ぶ報告書にまとめられ、現在に至るまで「Borger.dk」構築の開発・運用・評価などさまざまなシーンで活用されているという。（「「ユーザー中心」で創るデンマークの電子政府・市民ポータル「Borger.dk」からの考察」(猪狩典子 Intelplace #117 March 2012 129ページ参照)

*5 「世界最先端:デンマーク政府の電子行政推進における体制と戦略」(庄司昌彦、猪狩典子、砂田薫 行政&情報システム 2012年2月号) 32ページ参照。なお、同国の電子政府戦略の特徴として、このほかに、明確な数値目標を達成する期日を定めそこに向けて強力に施策を進めること、デンマーク政府がデジタル化を通じて組織や社会全体の利便性向上を実現するだけでなく「組織の改革」や「社会全体の効率化」により重点を置いていること、教育や医療といった分野ごとにITを主軸とした国家戦略があることも指摘されている。

*6 <http://www.digst.dk/ServiceMenu/English/Policy-and-Strategy/eGov-strategy>

*7 前掲 庄司・猪狩・砂田2006 32ページ参照。「デンマークの電子政府戦略 -行政の効率化と市民サービス向上の試み-」(石黒 暢 IDUN Vol.20 2012) 121ページも同旨。

の諸機関や地方自治体の業務連携が図られワンストップで行うことが可能であるとともに、育児・学校・教育・年金など、全市民を対象に、必要とする諸手続をポータルですべて済ませることが可能となっている。

同ポータルは、行政の一元窓口機能を担っており、中央政府の省庁、地方行政区、地方自治体の各システムがポータルの背後でバックオフィス連携することで、市民生活に関連する情報やサービス（税金、医療、社会保障、それらに関連する法律、健康・レジャー情報など）が一元的に提供されている。

また、同ポータルでは、2008年からカスタマイズ機能が追加されていき、「マイページ」では複数の行政機関に蓄積されている個人や家族に特定された情報を見ることができる。過去の申請の確認だけでなく、これから申請が必要な手続きとその期限、受け取る年金や申し込みができる助成金、育児休暇の取得可能日数など、市民一人ひとりのニーズに対応したオンラインのセルフサービスが実現している。

引越し関係の手続きの例をあげると、デンマークの医療制度では住んでいる地域でかかりつけの医師を決めておくことが定められているため、引越しをすると新しい医師を地元で選ぶ必要が生じる。市民ポータルには新しい住所近辺の地図と診療所の所在地が表示されるので、利用者はそれをクリックして医師のプロフィールや受け入れ可能かどうかを確認したうえで、オンラインで申し込むことができる。引越しに限らず、子供の育児、学校・教育、年金など、在住外国人を含む全市民を対象に、必要とする情報閲覧や申請手続きはすべてポータルを使って済ませることができる。

図表2-1-1-14 市民ポータル「Borger.dk」サイト

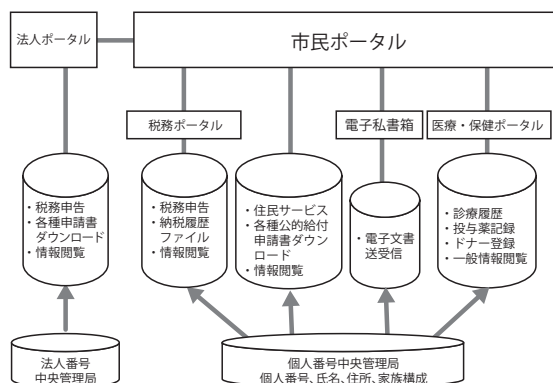


(出典) 諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究 (平成24年)

(ウ) 共通番号制度 (CPR)

デンマークでは、CPR (Central Persons Registration) 番号と呼ばれる個人識別番号が用いられており、デンマーク市民がポータルにアクセスして自分の情報の確認や各種申請手続を行う際には、この番号とワンタイムパスワード（認証のために一度しか使えない、いわば「使い捨て」型のパスワードのこと）入力によるデジタル署名「NEM-ID」を使用して個人認証を行っている（図表2-1-1-15）。本ポータルのように利便性の高いサービスが実現できている要因として、共通番号制度の早期整備を指摘することができる。

図表2-1-1-15 デンマークのポータルシステムの構成



(出典)「デンマーク電子政府の試み」(安岡佳佳、鈴木優美 海外社会保障研究 Autumn 2010 No.172) 18ページ

本ポータルのように利便性の高いサービスが実現できている要因として、共通番号制度の早期整備を指摘することができる。デンマークでは、1924年から全市民の名前、住所、家族構成、生誕地などの記録が登録され、当時は地方自治体により管理されていたが、1960年代にはその登録情報の利用需要が増え、個人IDの必要性が高まった。このため、1968年にCPR (Central Persons

Registration) 番号と呼ばれる共通番号制度が作られた。CPR 番号システムが構築されると、それまで地方自治体によって手動で管理されてきた登録情報はすべて CPR に移行され、デンマーク市民全体の登録情報が一元的に管理できるようになった。同制度は、導入当初は公的利用のみが想定されて作られた番号であったが、次第に個人証明としても利用されるようになったという経緯がある。1970年には、税の徴収事務を確実かつ効率的に、公平に処理するため、納税者番号として CPR が活用され、その後医療、健康分野、市民生活全般に関わる行政サービスへと利用が広がった。このような CPR を活用して、個人識別番号とデジタル署名という個人認証インフラを利用して、使いやすいポータルサイトを構築している。現在、CPR がもっとも活用されているのは電子政府サービスであり、上記の「Borger.dk」のほか、企業ポータル「Virk.dk」、税金ポータル「Skat.dk」、医療・健康ポータル「Sundhed.dk」、教育ポータル「EMU.dk」がある。

CPR システムについては、その後のデンマークの電子政府の発展の基礎になっているとの評価がある。また、同国では、CPR を病院や銀行、電話の契約など民間サービスにも活用し、利便性を高めている。

イ 韓国

韓国は、1997年のIMF危機以降、ICT政策を国家戦略的課題と設定し重点的取組が進められている。電子政府についても、国内の電子政府推進と海外への電子政府システム輸出戦略を組み合わせ、公共政策と産業政策を連動させつつ推進しており、国連の電子政府ランキングで1位となるなど国際的にも高い評価を受け、韓国ブランドの向上を図る一方、電子政府システム輸出を大幅に増やすなど、成果を上げている。また、電子政府については、韓国の民主化の流れにおいて重要な役割を果たしてきたという指摘もある^{*8}。

韓国の特徴としては、①特に盧武鉉大統領時代にトップダウンにより電子政府が行政改革の一環として強力に推進されたこと、②電子政府法においてICTが利用できる場合はそれが前提となったサービスの提供等が義務づけられていること、③データ統合や標準化への対応が進んでいること、④共通番号制度（住民登録番号制度）が1968年から存在しており、ICT社会の構築が進む過程で官民の電子サービスにおける個人証明の社会インフラとして活用されてきたこと^{*9}、⑤電子政府システム輸出戦略と密接に連動していることなどがあげられる。また、近年では、スマートフォンの活用を意図した「スマート電子政府」や、ビッグデータ活用の方針を打ち出すなど、最新のICTトレンドの取り込みにも積極的な姿勢を見せている。以下、電子政府推進の経緯、スマート電子政府構想、電子政府輸出戦略の動向について紹介する。

(ア) 電子政府推進の経緯

韓国では、2000年以前は省庁別に情報化に取り組んでいたが、金大中大統領政権時の2001年に電子政府を本格的に開始し、全政府レベルでの対応を強化した。すなわち、電子政府11大課題として①国民や企業のサービスイノベーション、②行政の生産性の構築、③電子政府基盤の構築について課題を設定、取組を開始した。また、電子政府法を制定し、電子政府サービスの提供・活用など電子政府の実現にかかる行政機関等の責務について法律で明確にするなど、韓国の電子政府への基盤をつくったといわれている（図表2-1-1-16及び図表2-1-1-17）。

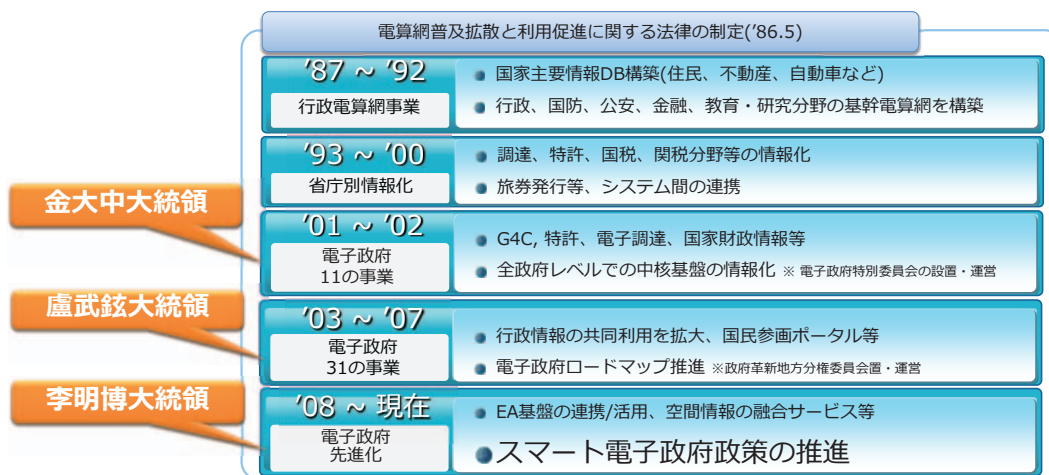
盧武鉉大統領政権に移行した2003年には、電子政府を政府改革・行政改革の主軸と位置づけ、対象をほぼすべての行政部門に拡大した。具体的には、電子政府31大課題として、①働き方の革新、②国民へのサービスの革新、③情報資源管理技術革新を設定し、電子政府ロードマップを作成しつつ、電子政府委員会の権限を強化し、トップダウンで電子政府を推進したといわれている。同政権では、「腐敗のない社会・奉仕する行政」をスローガンとして掲げ、電子政府は政府革新を推進する手段として位置づけ、行政改革など政府革新の他の取組と並行して電子政府を推進したといわれている。また、従前は個々の業務機能を中心とした、サービス提供者中心の情報化であったため、国民の側に利便性が向上したという実感は高くなかったといわれており、これに対して各省庁、地方自治体等のシステムの連携、統合を進めるとともに、行政情報の共同利用の拡大や電子手続の推進やポータルサイトの整備など国民の利便性向上に努めている。

李明博大統領政権に移行し、電子政府を国家情報化に拡大し、経済の活性化や社会の安全強化などその範囲を広げるとともに、モバイル端末の電子政府への活用など、新たな技術の取り込みにも積極的に対応を進めてきている。

*8 「電子政府・電子自治体への戦略」(廉宗淳 時事出版社)、「盧武鉉政府における電子政府推進の背景について」(廉宗淳 ITPRO 再入門: 韓国の電子政府)

*9 住民登録番号については、無断収集・提供やハッキングによる流出などのトラブルが多発したことを受けて、2011年に個人情報保護法が制定され、住民登録番号の収集、使用が制限され、インターネット上の認証用に開発されたI-PIN(Internet Personal Identification Number)の普及が進められている。

図表 2-1-1-16 韓国の電子政府推進の経緯



(出典) 総務省「韓国におけるICT政策に関する調査研究」(平成25年)

図表 2-1-1-17 電子政府法の主な規定内容

■ 電子政府法の構成と責務の明確化に関する規定例(仮訳)

第1章 総則

第3条 ①行政機関等の長は、電子政府の実現を促進し、国民の生活の質を向上させるようにこの法律を運用し、関係制度を改善するものとし、**情報通信網の連携や行政情報の共同利用などに積極的に協力しなければならない。**

②公務員と公共機関の所属職員は担当業務の電子処理に必要な情報技術の活用能力を備えなければならない。担当業務を電子的に処理するときに、**その機関の便利よりも国民の便益を優先的に考慮しなければならない。**

第2章 電子政府サービスの提供・活用

第8条 ①行政機関等の長は、申請者が添付・提出しなければならない**証明書類など必要書類が行政機関等が電子文書として発行することができる文書である場合には、直接その書類を発行する機関から発給を受けて業務を処理**しなければならない。

第9条 ①行政機関等の長は、**申請者がその機関を直接訪問せずとも申請事項等を処理できるように、関係法令の改善、必要な施設及びシステムの構築など諸条件を考慮**しなければならない。

第17条 **行政機関等の長は、電子政府サービスを提供する際、利用者が参加して議論・提案・政策提案など、様々な意思を表現できる機会を確保するものとし、これを通じた提案や政策提案などを法令及び制度の整備、電子政府サービスの改善などに積極的に反映しなければならない。**

第3章 電子行政管理

第25条 ①**行政機関等の文書は、電子文書を基にして作成、発送、受付、保管、保存及び活用**されなければならない。ただし、業務の性格上、またはその他の特別な事情がある場合にはこの限りではない。

第4章 行政情報の共同利用

第36条 ①**行政機関等の長は、収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関等と共同で利用するものとし、他の行政機関等から信頼性の高い行政情報を提供することができる場合には、同じ内容の情報を別々に収集してはならない。**

第5章 電子政府運営基盤の強化

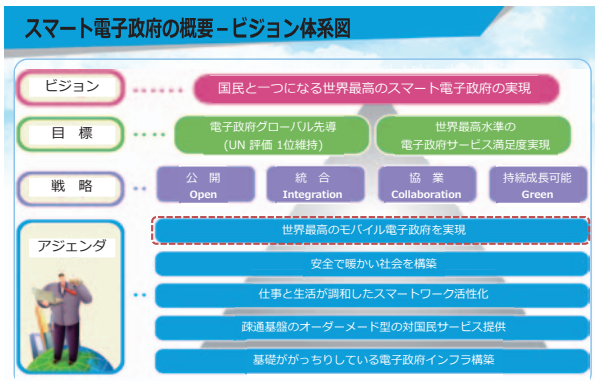
第48条 ①**行政機関等の長は、所管業務に情報通信技術を導入する場合、既存の…人員配置や業務プロセスなど情報通信技術の導入に適合するように再設計し、これを施行しなければならない。**

第6章 電子政府の実現のための施策等の推進 第7章 罰則

(イ) スマート電子政府構想

韓国においても、スマートフォンの普及が2012年12月現在、3003万台、国民の60%に達する^{*10}など、急速にスマートフォン等への移行が進んでいるが、このような、スマートフォンやタブレット端末の普及等現在急速に進展しているICTの環境変化に対応し、国民が様々な端末を通じて、自由に必要なサービスをオーダーメイドで利用して参加・交流できる先進的な政府の実現を目指す「スマート電子政府構想」を2011年3月に公表、推進している(図表2-1-1-18)。

図表 2-1-1-18 スマート電子政府の概要



モバイル電子政府の概念

■ スマート時代を先導するための電子政府パラダイムを転換

- 国民がいつ、どこでも利用することができるモバイル行政サービス拡散
- SNSなどを活用したダイナミックな対国民疎通
- 時空間の制約なしに働くモバイル業務方式の定着

区分	現在(As-is)	モバイル電子政府(To-Be)
端 末	PC 中心	・スマートフォン、スマートパッドなどモバイル中心
インフラ	有線基盤インターネット	・モバイル基盤インターネット
サービス	断絶された PC基盤	・縦い目のない多様なモバイル応用サービス
利用対象	PC 利用可能者	・スマートフォンTV など利用者対象を拡大
時間・場所	時間・場所制限	・好きな時間・場所
特 性	片方向	・双方向(疎通・開放・共有)

(出典) 総務省「韓国におけるICT政策に関する調査研究」(平成25年)

*10 2012年12月21日に発表された韓国SKテレコムの移動通信加入者統計資料による。

「スマート電子政府」とは、「進化したIT技術と行政サービスの融合を通じて、いつ、どこであっても、媒体に関係なく、国民が自由にサービスを利用でき、国民の参加とコミュニケーション活性化を実現する先進的な政府」として定義されている（Seamless、Mobile、Anytime、Realtime、Togetherの頭文字をとってSMARTとする）。同構想を通じて、スマートフォン・タブレット端末の普及等急速な環境変化に能動的・積極的に対応することで、先進的な電子政府国家としての地位を維持し、同時に国民の利便性も高めるという目標を掲げている。

具体的な推進計画（モバイル電子政府サービス中長期計画：2011年8月）においては、「モバイル電子政府サービスロードマップによる事業推進（モバイル化を進めるサービスの選定・推進等）」、「政府共通モバイル基盤構築及び標準化の推進（モバイル電子政府支援センターの設置等）」、「モバイルサービスの阻害要因の分析及び解決策の提供（行政手続のスマートフォン対応に向けて制度的対応も含め検討）」、「モバイルサービスのセキュリティ検討」を推進事項として掲げており、これを受けて、韓国の政府申請ポータルサイトの「民願24」など、様々なサイトで既にスマートフォンに対応する形式で情報発信を実施している。

一例を挙げると、建築申請や営業許可申請などの際の許認可申請を支援するため、スマートフォンアプリ「認許可自己診断システム」を開発・提供している。これは、法制度の案内や各種行政情報（GIS、建築物管理台帳など）を連携させて、申請者側で申請前に当該許認可が可能かどうか自己診断を支援するサービスである。許認可申請の際には従来は司法書士や行政書士など専門家に申請手続きを依頼するのが一般的であったが、このアプリの提供により、申請者は、アプリ上で住所情報を入力すれば法令や規制などを総合的に調べた上で最適なアドバイスを受けることができ、人気が高いとのことである（図表2-1-1-19）。

図表2-1-1-19 各種スマートフォン対応の例



（出典）総務省「韓国におけるICT政策に関する調査研究」（平成25年）

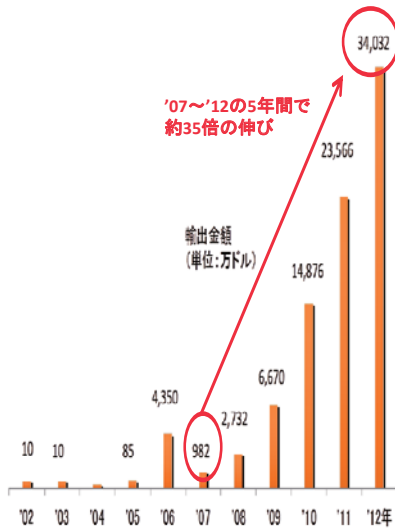
（ウ）電子政府システム輸出戦略の推進

韓国の電子政府政策の特徴として、電子政府システムの海外輸出に積極的に取組、電子政府推進という社会的課題解決の取組を自国の経済成長・国際競争力強化と有機的に連動させていることがあげられる。

韓国の電子政府システム輸出は、2010年、2012年の国連の電子政府ランキング連続1位のブランド力を生かし、2012年には3億4千万ドルに達し、2007年から2012年の5年間で約35倍に増加している。2012年には、調達・通関などの従来の輸出品目に加えて、政府行政網、電子住民証、交通、災害管理などに輸出品目が多様化するとともに、対象地域についても、2011年には東南アジアが5割以上を占めていたのに対し、世界の各地域に広がっている。また、従来のODAなど政府資金とリンクした輸出から、2012年には輸入国側が資金を負担する事業（国際機関事業を含む）が大幅に増加しており、同国では国際競争力向上の結果と評価している^{*11}（図表2-1-1-20～図表2-1-1-22）。

*11 2012年12月17日韓国行政安全部報道発表

図表 2-1-1-20 韓国の電子政府システムの輸出額推移と国連電子政府ランキングの推移

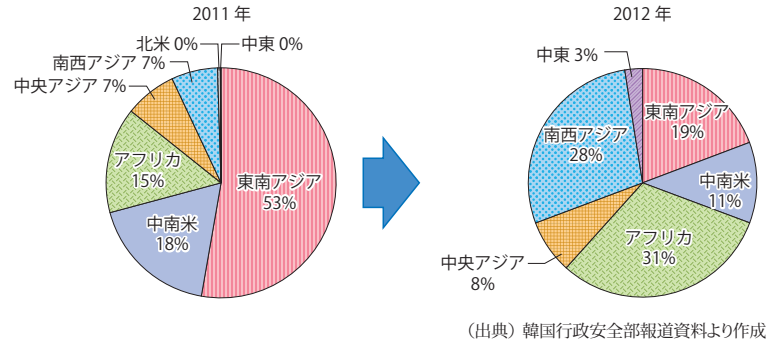


(参考)国連電子政府準備度指数の韓国ランキング

2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
12	13	5	5	-	-	6	-	1	-	1

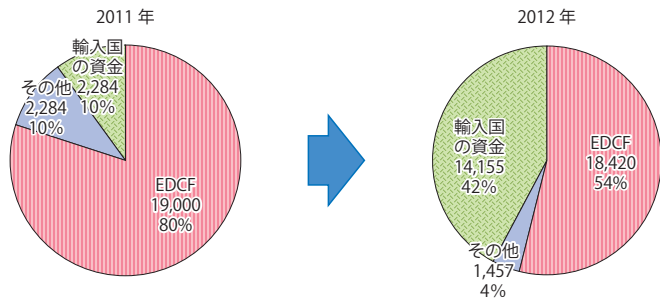
(出典) 韓国行政安全部報道資料、国連電子政府評価より作成

図表 2-1-1-21 韓国の電子政府輸出の地域別比率



(出典) 韓国行政安全部報道資料より作成

図表 2-1-1-22 韓国の電子政府システム輸出の資金別内訳



※EDCF: Economic Development Cooperation Fund: 対外経済協力資金。ODAのうち有償資金協力を実施する機関で、1987年に韓国輸出入銀行内に設置された。

(出典) 韓国行政安全部報道資料より作成

同国の輸出戦略の特徴としては、①政府間協力（政府の意思決定者を招待したソリューション紹介）、②相手国への資金援助（相手国の政府予算が期待できない場合ODAなど各種援助を活用）、③相手国の人材育成（制度面のノウハウは韓国政府、ICTスキルは民間企業が研修を実施）などについて、官民が緊密に連携して輸出促進を行っている点があげられよう。例えば、政府等の輸出支援情報を集めて提供する輸出支援ホームページが同国の情報化振興院により構築、運営されている（図表2-1-1-23）。

図表 2-1-1-23 電子政府輸出支援ホームページ（平成25年5月23日現在）



(出典) 総務省「韓国におけるICT政策に関する調査研究」(平成25年)

2 オープンデータの推進

近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進するオープンガバメントの流れを受けて、公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ」への世界各国の関心が高まりつつある。米国、EUにおいても、オープンデータの積極的な活用に向けた取組が進められており、その動向は政府のみならず地方自治体にも及んでいる。オープンデータは、単なる情報公開にとどまるものではなく、公共データを二次利用可能な形で民間へ開放することにより、政府自身がサービスを提供しなくても、民主導でネットワークを通じた多様な公共サービスが創造されることとなる^{*12}。このように、オープンデータの推進により、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が三位一体で進むことが期待されている。

我が国においても、東日本大震災復旧・復興への取組と教訓や、スマートフォンの急速な普及などICTを取り巻く環境の変化も相まって、オープンデータに対する取組の強化が進みつつあり、本年6月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」(IT総合戦略本部決定)においても公共データの民間開放(オープンデータ)の推進が盛り込まれた。ここでは、オープンデータの意義、その内容、我が国の取組について取り上げつつ、海外の動向についても紹介することとする。

(1) オープンデータとは

「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日 IT総合戦略本部決定)において、オープンデータの意義・目的については、以下の3点があげられている。

●透明性・信頼性の向上：公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能となる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることができる。

●国民参加・官民協働の推進：広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される。これにより、創意工夫を活かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供され、厳しい財政状況、諸活動におけるニーズや価値観の多様化、情報通信技術の高度化等我が国を取り巻く諸状況にも適切に対応することができる。

●経済の活性化・行政の効率化：公共データを二次利用可能な形で提供することにより、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が図られる。また、国や地方自治体においても、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が図られる。

既に各省庁のホームページ上で各種データの公開が進んでいるが、このような意義・目的に合致する形での「オープンデータ」と言えるためには、①機械判読に適したデータ形式で、②二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータである必要がある。それにより、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となる。

まず、①の、「機械判読に適したデータ形式」は、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できる、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式のことを指している。例えば、CSV(Comma Separated Values)、XML(Extensible Markup Language)、RDF(Resource Description Framework)等の形式があげられる。

コンピュータが自動的にデータを再利用するためには、コンピュータが、当該データの論理的な構造を識別(判読)でき、構造中の値(表の中に入っている数値、テキスト等)が処理できるようになっていることが必要となる。機械判読が容易なデータ形式には、いくつかの段階があるが、画像ファイルやPDF等の形式だと、コンピュータプログラムがその中のデータを識別することは困難となり、二次利用をするためには、人手による再入力が必要となる。東日本大震災発生時には、行政の保有する避難所情報などの震災関連情報を地図データ等を利用して広く周知させようとしても、データの形式の問題で人手によって再入力しなければならないなど、情報

*12 オープンデータのもたらす経済効果については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・第21回 電子行政に関するタスクフォース(平成24年3月29日)において、(株)NTTデータより、欧州委員会に提出された調査結果をGDP比から日本に置き換えた試算として、市場規模が約1.2兆円、経済波及効果が約5.5兆円との推定が提出されている。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai21/siryou1_2.pdf

の集約や二次利用に多くの時間と手間が必要とされるケースが散見された。また、機械判読が困難なデータ形式では、スマートフォンのアプリ等で自動処理することは非常に困難となり、民間による自発的な公共サービスの創造は期待しにくい。

次に、②の「二次利用が可能な利用ルール」については、第三者がデータを一部改変して利用すること、すなわちデータの二次利用を、データ所有者が予め許諾していることを明示することが必要となる。例えば、著作物には著作権が発生するが、二次利用を広く認めるには、その著作権の不行使を予め宣言しておくことが求められる。他方、現在の各府省のホームページの利用条件を見ると、無断での改変を禁じており、広く二次利用を認めるものとはなっていない^{*13}。また、数値データ等、著作物に該当しないデータについて、著作権の対象であるような包括的な表現となっている場合もある。

このように、オープンデータは、機械判読の容易性、著作権等の扱いにより、その開放性の程度が異なっている。これを、便宜的に5段階で示すと図表2-1-2-1のようになる。

図表2-1-2-1 オープンデータの5つの段階

① 「オープンデータの5つの段階(出典:★)」と、データ形式

段階	公開の状態	データ形式例	参考) Linked Open Data 5star
1段階	オープンライセンスの元、データを公開	PDF, JPG	OL - Open License (計算機により参照できる(可読))
2段階	1段階に加え、コンピュータで処理可能なデータで公開	xls, doc	RE - Readable (Human & Machine) (コンピュータでデータが編集可能)
3段階	2段階に加え、オープンに利用できるフォーマットでデータ公開	XML, CSV	OF - Open Format (アプリケーションに依存しない形式)
4段階	Web標準(RDF等)のフォーマットでデータ公開	RDF, XML	URI - Universal Resource Identifier (リソースのユニーク化、Webリンク)
5段階	4段階が外部連携可能な状態でデータを公開	LoD, RDFスキーマ	LD - Linked Data (データ間の融合情報が規定。検索可能)

人が理解するための公開文書(編集不可)

公開文書(編集可)

機械判読可能な公開データ

オープンデータの5つの段階

出典: ★ Open Dataのサイト (<http://5stardata.info/>) およびTim Berners-Lee氏のLinked Dataに関する提言ページ (<http://www.w3.org/DesignIssues/LinkedData.html>) を参考に作成。

(出典) 電子行政オープンデータ実務者会議 第1回データWG 資料7 (小池データWG 主査代理提出資料)

(2) オープンデータの推進に向けた我が国の取組

ア IT総合戦略本部における取組

オープンデータは、国・地方自治体すべてに関わることから、政府が一体となった取組が求められる。IT総合戦略本部において、2012年7月4日に、①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと、の4項目を基本原則とする「電子行政オープンデータ戦略」がとりまとめられた。取組対象とする公共データは、政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く)について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方自治体、公益企業等の取組に波及させていくものとされた。併せて、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要としている(図表2-1-2-2)。

*13 総務省ホームページの例をあげると、以下のとおり。

著作権について

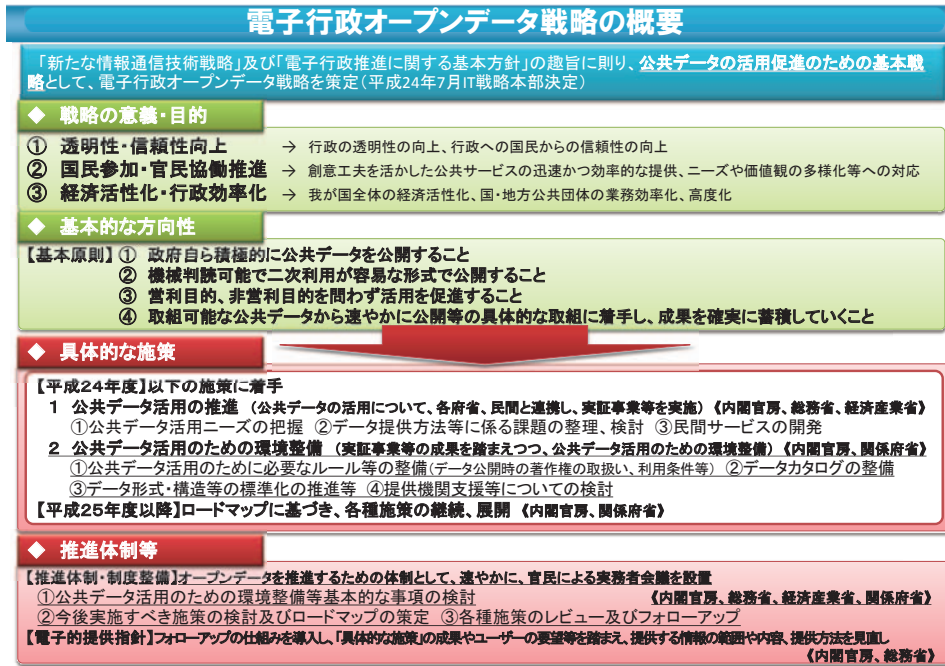
「総務省ホームページ」に掲載されている個々の情報(文字、写真、イラスト等)は著作権の対象となっています。また、「総務省ホームページ」全体も編集著作物として著作権の対象となっており、ともに日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

当ホームページの内容の全部又は一部については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として、適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載複製を行うことが出来ます。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、それに従ってください。

当ホームページの内容の全部又は一部について、総務省に無断で改変を行うことはできません。

図表 2-1-2-2 電子行政オープンデータ戦略の概要



（出典）内閣官房「電子行政オープンデータ実務者会議」（第1回）資料

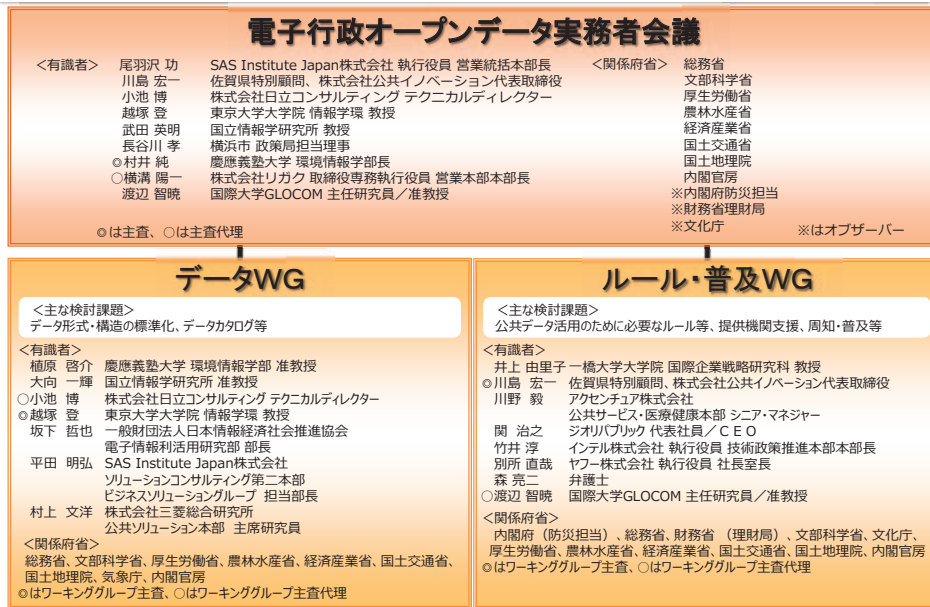
また、同戦略に基づく具体的な施策を検討するため、IT総合戦略本部に、「電子行政オープンデータ実務者会議」が設置され、①公共データ活用のために必要なルール等の整備、②データカタログの整備、③データ形式・構造等の標準化の推進等といった基本的な事項の検討が進められている。電子行政オープンデータ実務者会議には、機械判読に適したデータ形式等について検討を行う「データ・ワーキンググループ」と、公共データ活用のために必要なルール、周知・普及等について検討を行う「ルール・普及・ワーキンググループ」の2つのワーキンググループが置かれ、具体的な検討が進められている（図表2-1-2-3）。平成24年度における両ワーキンググループを含めた電子行政オープンデータ実務者会議の検討成果は、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定）及び「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）としてまとめられている。

まず、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」は、各府省がオープンデータの取組を進めていくためのマイルストーンを定めたものであり、「ロードマップ策定後に作成し、インターネットを通じてホームページで公開するデータについては、機械判読を考慮した構造で、かつ機械判読に適したデータ形式でも掲載すること」や「ロードマップ策定後、国が著作権者である公開データについては、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めること」が原則として規定された。また、どこにどのようなデータがあるかを分かりやすく案内し、必要なデータ取得を容易にする「データカタログ」（ポータルサイト）についても、平成25年度上期から試行版を公開し、平成26年度からは本格運用を行うこととされた。

次に、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」は、各府省の保有するデータの公開に関する基本的考え方を整理したものである。機械判読に適したデータ形式については、「特定のアプリケーションに依存しないデータ形式であることを要件とし、可能なところから、順次より高度な利用が可能なデータ形式での公開を拡大していく」という基本方針のもと、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式で公開するためのデータ作成に当たっての留意事項が示された。例えば、表形式データでは、機械判読に適した形式とするため、「データセルに、整形や位取りのための文字（スペース、改行、カンマ等）を含めない」や「数値等のデータの値やタイトル、単位以外の情報を、セルに含めない」等の留意事項がまとめられている。公開データの利用ルールについては、「著作物でないデータについては、著作権の保護対象外である（著作権を理由とした二次利用の制限はできない）ことを明確にする」ことや、「委託・請負契約の検討・締結等に当たっては、それを念頭に置いた対応（例えば、委託調査の契約の内容を、成果物である報告書を府省がインターネットを通じてホームページで公開する場合、当該公開データの二次利用を認めることの支障とならないようなものとする等）」等が記載されている。

本年6月に決定された「世界最先端IT国家創造宣言」(IT総合戦略本部決定)においては、公共データの民間開放(オープンデータ)を推進するため、①電子行政オープンデータ戦略に基づくロードマップを策定・公表、②2013年度から公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開を拡大、③各府省が公開する公共データのデータカタログサイトについて2013年度中に施行版を立ち上げ、2014年度から本格運用を実施等を掲げている。2014年度及び2015年度の2年間で集中取組期間と位置づけ、2015年度末には他の先進国と同水準の公開内容を実現することを目標としている。

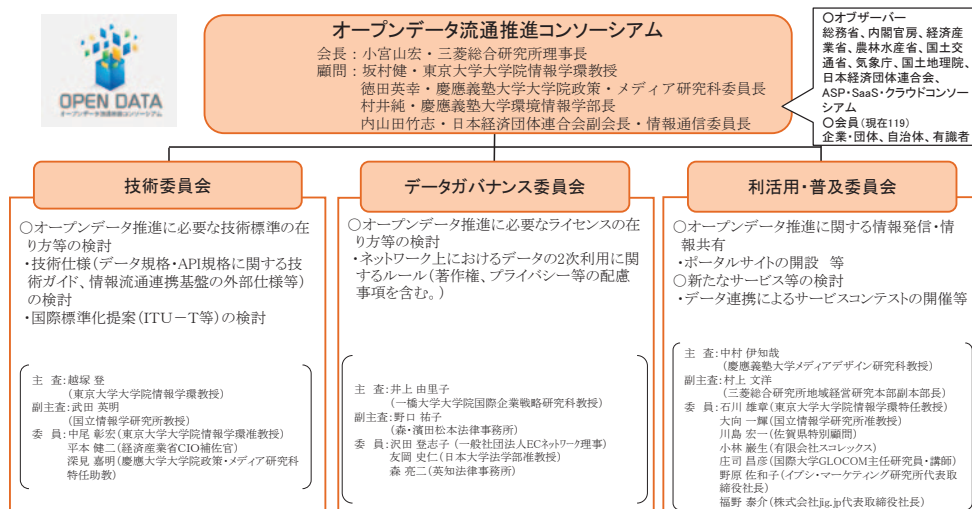
図表 2-1-2-3 電子行政オープンデータ実務者会議の体制と構成員(平成25年6月14日時点)



イ オープンデータ流通推進コンソーシアムにおける取組

産官学が共同でオープンデータ流通環境の実現に向けた基盤整備を推進することを目的として、平成24年7月27日に、「オープンデータ流通推進コンソーシアム」が設立された(図表2-1-2-4)。本コンソーシアムでは、公共機関等が積極的にデータを公開したとしても、国民や企業等がこれを有効に活用し、新たな価値やサービスを創出しないことには効果は限定的となり、民間保有データとのマッシュアップを考慮したデータ形式の標準化や、民間保有データのうち公共性の高いものの流通・活用促進など、公共機関保有データと民間保有データの間にシームレスに繋ぐ仕組みづくりも必要との観点から、①オープンデータ推進にむけた課題解決に関する研究活動(オープンデータ推進に必要な技術標準のあり方等の検討、オープンデータ推進に必要なライセンスのあり方等の検討)、②オープンデータ推進の普及啓発活動(オープンデータ推進に関する情報発信・情報共有、オープンデータ推進による新たなサービス等の検討)を行っている。

図表 2-1-2-4 オープンデータ流通推進コンソーシアム



総務省では、本コンソーシアムと連携して、オープンデータに係る技術仕様、二次利用ルールの検討や、オープンデータの意義や可能性の情報発信を実施しているところである。

同コンソーシアムでは、オープンデータ推進に必要な技術標準のあり方等を検討するとともに、オープンデータ推進に必要なライセンスのあり方等の検討を行っている。同コンソーシアムで取りまとめた「オープンデータ化のためのデータ作成に関する技術ガイド」は、平成25年6月25日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定された「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」に反映されている。また、本年4月に総務省では情報通信白書のオープンデータ化について、政府系白書としては初めて、あらゆる二次利用を原則可能とする形で実施する旨を発表したが^{*14}、この取組は、「オープンデータ流通推進コンソーシアム」における二次利用ルールに関する検討のテストケースとして行われており、ライセンス等にかかるルールについては、同コンソーシアムの検討結果を踏まえたものとなっている。

また、同コンソーシアムでは、オープンデータ戦略の推進に当たって、公共データを活用すれば例えばこういう新たなアプリケーションが生まれるといった事例を開発し、オープン化のメリットが利用者に見える形にしていくこと（可視化）が重要であるとの観点から、オープンデータの普及展開のための活動も展開している。平成24年12月には「気象データ・ハッカソン^{*15}」、「オープンデータシンポジウム」を実施し、平成25年3月には優秀事例を収集して表彰する「勝手表彰^{*16}」を実施した（図表2-1-2-5）。

図表2-1-2-5 勝手表彰

○ オープンデータに関する優れた取組を発掘し、表彰によってその存在を広く周知し、活動を後押しすることを目的に、優れた取組を収集して、オープンデータ流通推進コンソーシアムの利活用・普及委員会の委員が選定して表彰する「勝手表彰」を実施（表彰式：平成25年3月13日 第4回利活用・普及委員会）。

	受賞作品名	概要
最優秀賞／Google賞	データシティ鯖江	データシティ鯖江として、様々なデータをXML等の形式で公開。 ・避難所の施設名、位置情報 ・消火栓の名称と位置情報 ・市が運営するコミュニティバス「つつじバス」の運行情報 ・西山動物園の動物情報 ・鯖江市内の文化財の写真、説明 ・市内の農産物直売所 ・鯖江市議会議員の情報など
優秀賞／日本IBM賞	2013 International Open Data Day	2013年2月23日に世界中の都市で、オープンデータイベントを開催。日本では、東京、横浜、千葉、名古屋/東海、鯖江、青森、会津若松、福岡（8都市）で開催。
優秀賞	図書館横断検索サービス「カーリル」	全国6,000以上の図書館の蔵書・貸出情報を横断検索可能。APIも提供しており、様々なアプリが開発されている。
優秀賞	Where Does My Money Go?の日本語化と横浜市版の作成	イギリスのOpen Knowledge Foundationが開発したWhere Does My Money Go?（英語版）をベースに日本語化し、さらに横浜市民が横浜市に納めている市税を対象として構築。自分の年間総収入をスライドで設定し、単身世帯か扶養一人世帯かを選択すると、給与所得者であるという前提で、横浜市に納めている市税の年総額と10分野毎に一日当たり支払っている市税額が表示される。
優秀賞	気象庁の一連の取組	気象統計データなどをウェブサイトで公開。2012年12月からは防災情報XMLフォーマット形式電文を試験的にサイトで公開。2012年11月～12月にはコンソーシアム等と協力して、気象データアイデアソン/ハッカソンを開催。
優秀賞	あおもり映像コンテンツ・プロモーション	観光プロモーションに活用できる映像素材を県職員が自ら撮影し、YouTube等に公開。二次利用可能な独自の利用規約を作成し、幅広く活用されることを目指している。
優秀賞	LODチャレンジ	2011年に続き2回目の開催。データセット部門、アイデア部門、アプリケーション部門、ビジュアライゼーション部門の4部門に対し計205作品の応募があった。
優秀賞	CKANを用いたデータカタログサイト	データポータルソフトウェアであるCKAN（http://ckan.org）を用いて、日本のデータカタログをまとめたサイトを構築。現在、有志のコミュニティで運営。2013年1月31日現在、オープンガバメントを推進している地方公共団体のデータを中心に、125のデータセットを掲載。
日本マイクロソフト賞	横浜オープンデータソリューション発展委員会の活動	横浜から世界に向けてオープンデータによって成長・発展する新しい都市の姿を発信していくことを目的として設立。アイデアソンやハッカソンの開催、情報発信など積極的に活動。
国際大学GLOCOM賞	東日本大震災アーカイブほか3件	震災の被害状況を可視化し、災害の実相を世界につたえる多角的デジタルアーカイブ。個別に存在していた被災地の写真、パノラマ画像、被災者の証言、TV報道映像、ジオタグ付きツイート等のデータを一元化し、Google Earthの三次元地形に重ね、俯瞰的に閲覧することができる。さらにタイムスライダー機能を備えており、震災発生後の時間経過に沿って資料を閲覧することも可能。データをiPhoneのARビューで閲覧できるアプリもリリースしている。
ソフトバンクテレコム賞	エレクトリカル・ジャパン	東日本大震災後の日本の電力事情を理解するための電力データ集約・可視化サイト。電力の供給に関するデータとしては、日本全国約3300ヶ所の発電所の位置や出力を独自に調査してデータベース化するとともに、各電力会社が提供するリアルタイム電力供給データをアーカイブして利用。一方、電力の需要に関するデータとしては、日本全国の電力消費を象徴するデータとして夜間照明光を観測した衛星観測データを可視化することで、電力供給を象徴する発電所の分布と比較できるようにした。
全国地質調査業協会連合会賞	流山市/流山市議会の取組	市と市議会両方のサイトでオープンデータに取り組んでいる。市議会のサイトでは、議員基本情報や定例会議審議結果などをcsv形式で公開。
OpenKnowledge Foundation Japan賞	脳みやりろ	オープンデータの活動が広がる以前からホームページ上に多様な種類のデータ提供を実施。

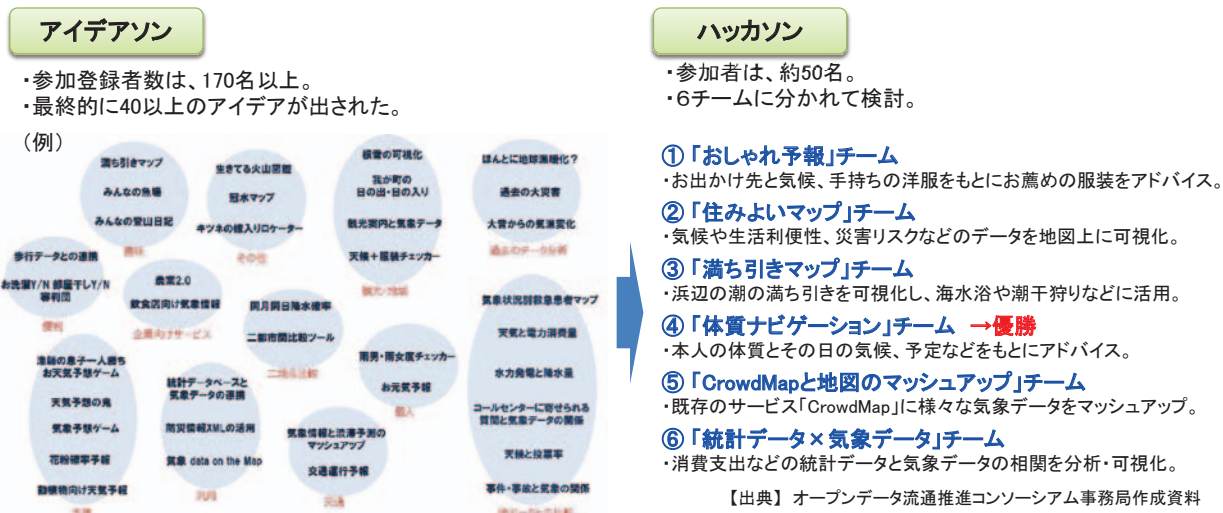
*14 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000053.html

*15 ハッカソン（Hackathon）とは、あるテーマに対して、アプリケーション・サービス開発のアイデアを出し合いながら実際に開発し発表しあうイベントで、特定のデータを対象にテーマを決めて短期間（例えば1日）で開催され、参加者は複数のチームに分かれて、実際にアプリケーションの作成を行う。Hack（ハック）をMarathon（マラソン）のように行うことになぞらえて、2つの語を組み合わせた造語である。また、ハッカソンに先立ち、色々なアイデアを持ち寄り、お互いに検討しあうイベントとしてアイデアソン（Ideathon Idea）とMarathonを組み合わせた造語）があり、アイデアソンを事前に行うことで、斬新性の高いアイデア、実現性の高いアイデア等様々な観点からのアイデアが集まり、お互いに刺激しあうことで、テーマに対して多角的な可能性を示すことが期待される。

*16 <http://www.opendata.gr.jp/event/2013/000076/>

気象データ・ハッカソンでは、約50名が参加し、テーマ別に6チームに分かれて検討された。気象庁は、このイベントに参加するとともに、気象データを提供している。また、ハッカソンの開催に先立ち、利活用アイデアを検討する「アイデアソン」がFacebook上で約1ヶ月間行われ、40以上のアイデアが出されるなど活況であった（図表2-1-2-6）。

図表2-1-2-6 気象データ アイデアソン・ハッカソンの例



ウ 総務省におけるオープンデータ推進に向けた取組

(ア) オープンデータ流通環境の整備

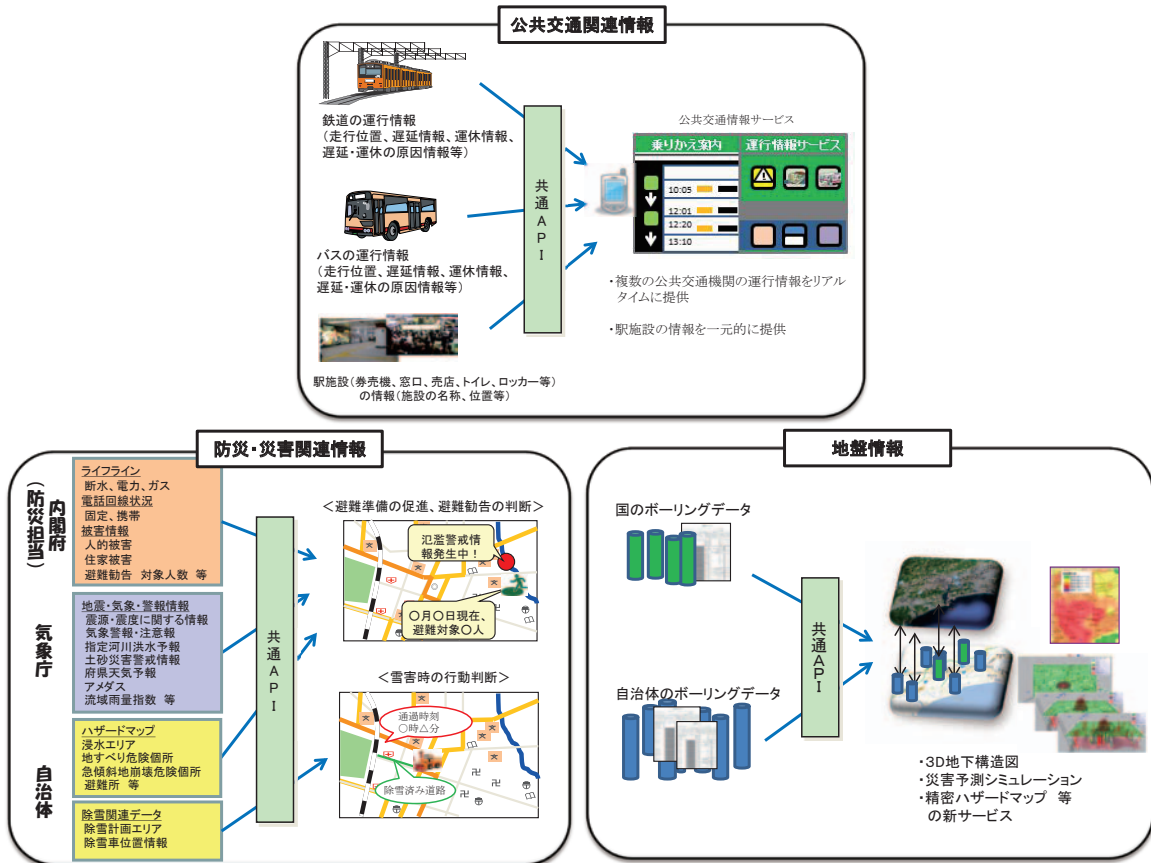
オープンデータを幅広い主体で活用可能とし、創意工夫をこらした多様な活用方法の創造を促進する観点から、情報流通について、個別分野ごとの「縦軸」の情報化から分野・組織横断的な「横軸」の連携の重要性が高まっている。

総務省では、このような背景から、組織や業界内で利用されているデータを社会でオープンに利用できる環境（オープンデータ流通環境）の整備に向け、①情報流通連携基盤共通API^{*17}の確立・国際標準化、②データの二次利用に関するルールの策定、③オープンデータのメリットの可視化のための実証実験を平成24年度から実施している。その成果については、「電子行政オープンデータ戦略」を推進しているIT総合戦略本部「電子行政オープンデータ実務者会議」や「オープンデータ流通推進コンソーシアム」等と連携して展開することとしており、オープンデータ流通環境の普及を目指している。

例えば、公共交通情報を活用した実証実験では、複数の鉄道やバスのリアルタイムな運行情報が活用可能となることで、複数の公共交通機関の電車やバスのリアルタイムな位置情報を1つの地図上で閲覧できるサービスや、実際の遅延情報を考慮した最適ルート案内等のサービス等が実現できることを検証している。また、防災・災害関連情報を活用した実証実験では、リアルタイムの様々な気象データと地方自治体が提供しているハザードマップ等の情報とを同じ地図上で組み合わせること（マッシュアップ）で、住民の避難や地方自治体の行政判断に役立てられるような情報の公開・利活用について検証している。なお、気象庁は、この実証実験において、気象データの提供に協力している。更に、地盤情報を活用した実証実験では、国や地方自治体が公共事業のために作成した地盤情報（ボーリングデータ）を二次利用しやすい形式で公開する仕組みを実証し、それらを集積することで、3D地下構造図、災害予測シミュレーション等の様々なアプリケーションが実現できることを検証している（図表2-1-2-7）。

*17 標準データ規格（データモデル・データ表現形式・共通ボキャブラリ）及び標準API規格から構成される。APIとは、Application Programming Interfaceの略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約（通信プロトコル）の集合のこと。APIが実装されていると、コンピュータプログラムが自動的にデータを検索・取得することが容易となる。

図表 2-1-2-7 実証実験の概要

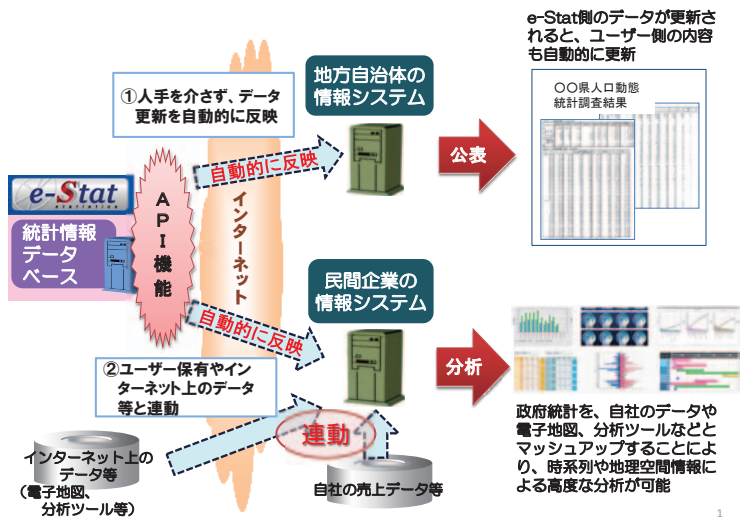


(イ) API機能による統計データの高度利用環境の構築

総務省統計局では、国勢調査、経済センサス、労働力調査、小売物価統計調査(CPI)、家計調査などの統計局が所管する統計データについて、API機能により、大量・多様な統計データをプログラムから簡単に取得できるようにする高度な利用環境の提供を本年6月から試行的に開始することとしている。

これにより、①利用者の情報システムに統計データを自動的に反映、②利用者が保有するデータやインターネット上のデータ等と連動させた高度な統計データ分析などが可能となり、また、平成26年度中に政府統計のポータルサイトであるe-Stat^{*18}に同API機能を付加し、各府省の統計データの提供も可能となる予定で、ビジネスの活性化や新規事業の開発促進、行政サービス向上などへの一層の貢献が期待される(図表2-1-2-8)。

図表 2-1-2-8 API機能の活用例



*18 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、各府省の統計調査等業務に係る情報システムを集約して整備された「政府統計共同利用システム」において、統計利用のワンストップサービス機能を担う政府統計のポータルサイト <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

情報通信白書・情報通信統計データベースのオープンデータ化の実施

総務省では、行政が保有する情報のオープンデータ化のテストケースとして、情報通信白書・情報通信統計データベースのオープンデータ化を本年4月19日より実施している。これは、政府系白書では初めて、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる二次利用（商業利用を含む）を原則可能とするものであり、そのライセンスルールについてはオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携して検討したものである。

4月段階では、平成22～24年版の情報通信白書について、著作権が発生する箇所については、原則として、自由な二次利用を認める旨明記するとともに、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{*19}を適用し、その「表示ライセンス（CC-BY）」で利用可能な点にも言及表記を適用した。併せて、統計数値データや簡単な表・グラフには著作権を有しないことも明記している。この情報通信白書のオープンデータ化を受けて、国立国会図書館は、「NDLラボ（脚注表示機能を有した電子読書支援システムの構築実験）」（本年5月7日から運用中）の1つのコンテンツとして、オープンデータ化した平成24年版情報通信白書の一部を追加した。NDLラボは、コンテンツ中に出現するキーワードについての情報を左右のサイドノートに表示する「自動脚注表示機能」があり、Wikipedia等の情報を表示するという点が特徴として挙げられる。

また、情報通信統計データベースについても、ウェブサイトをリニューアルし、より見やすいものとするとともに、数値データには著作権を有しないことも明記している。

本件については、オープンデータ化の対象年を拡大するとともに、白書に掲載されている図表のデータについて、従来のExcel形式だけでなく、より機械判読に適したCSV形式で提供することとしている。

(3) 地方自治体における先行的取組事例

オープンデータは、地方自治体にとっても、住民が暮らしやすい街づくりや行政の「見える化」などにも貢献することが期待されている。ここでは、鯖江市（福井県）、横浜市（神奈川県）における取組を紹介する。なお、本年2月には、世界の各都市で一斉にオープンデータを活用したハッカソン等のイベントを行う「第3回インターナショナル・オープンデータ・デイ」が横浜市で開催され、日本では8都市、世界では100を超える地域が参加した。また、流山市、会塚若松市、金沢市で一部公共データの公開に取り組むとともに、本年4月に、武雄市、千葉市、奈良市及び福岡市の4市が、具体的な事業展開に向けて、ビッグデータ・オープンデータの活用を検討・推進する協議会を設置するなど、具体的な動きが広がりつつある。

ア 鯖江市（福井県）

鯖江市は福井県北部の中央に位置し、福井市に隣接する人口68,901人（2013年4月1日現在）の市であり、主要な産業はメガネフレームを中心とする製造業である。現市長が2004年の初当選時より「ITの街」を志向しており、2010年に、地元のIT企業関係者等により「データシティ鯖江」が提案された。

同市では、市民との協働の街づくりのために2010年3月に市民主役条例を制定した。その中では、市民と行政の情報共有を規定しており、広報誌やHPなどに続く新しい情報共有の手法として、提案を取り入れこととし、XML、RDFなど二次利用しやすい形でデータを公開する「データシティ鯖江」^{*20}に取組始めた。2013年4月現在、公開データ数は24で、公園のトイレ位置、災害時の避難所、AED（自動体外式除細動器）の設置施設の位置、無料の無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントの位置、コミュニティバスの位置情報などを公開しており、APIも合わせて公開している。それに伴い、地元の企業が市のオープンデータ化の動きをアプリ開発などで支援している。

同市はオープンデータについて活発な普及啓発活動を行っており、2012年5月に「オープンガバメントデイ@鯖江」、同年10月に「オープンデータハッカソン&LODチャレンジデーin 鯖江」、同年11月「オープンガバメントサミットin 鯖江」などを実施するとともに、ハッカソン、WEBアプリコンテストなどによる民間のア

^{*19} クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）は、インターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自らの作品に対して、「この条件を守れば自由に使用可」という意思表示をするための仕組みであり、国際的非営利組織クリエイティブ・コモンズが提供している。権利者は以下の「表示」「非営利」「改変禁止」「継承」の4種類のマークで示される条件を取捨選択して使用する。この仕組み（ライセンス）を利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で権利者に許可を得ずとも再配布やリミックスなどを行うことができる。各国の政府では、豪、NZ、米国White Houseなどで利用されているほか、英・仏でも相互互換性を担保したライセンスが利用されている。

^{*20} <http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=11552>

アプリケーション開発の促進を図っている。

提供されているアプリは、市内のトイレ検索、コミュニティバスのリアルタイム運行状況、観光マップなど、40種類にのぼっている(図表2-1-2-9)。

なお、「データシティ鯖江」プロジェクトは、本年3月にオープンデータ流通推進コンソーシアムが実施した「勝手に表彰」において、最優秀賞を受賞している。

イ 横浜市(神奈川県)

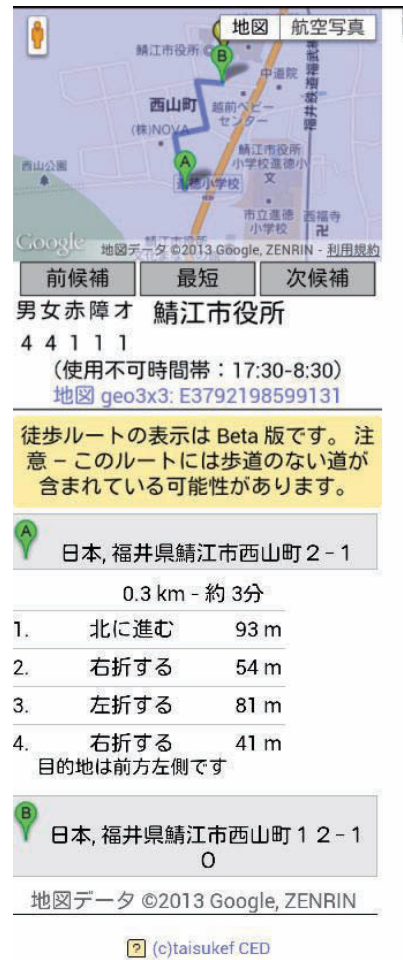
横浜市では、従来より、市民向けの情報公開GISを市役所・区役所単位で提供するなど、情報公開に向けた取組を積極的に進めてきている。オープンデータについても、「オープンデータ流通推進コンソーシアム」の趣旨に賛同し、市民に必要な地域情報を提供するための仕組みを検討し、政策課題を市民と共有し対話を重ねることで協働解決に向けた議論を行い、オープンデータ流通による新たな産業や雇用の創出を図ることを目的として取組を進めている(図表2-1-2-10)。

同市では、本年4月現在、55のデータセットをオープンデータとして公開している。「横浜LODプロジェクト」における(財)横浜市芸術文化振興財団が配信している文化関連情報を活用したアプリケーション開発、横浜市の予算データを利用したWhere Does My Money Go?「税金はどこへ行った」(日本語版 ver.1.0.)のアプリケーション開発などに対しても積極的に協力している。

また市内横断的にオープンデータの推進に取り組むため、「オープンデータ推進プロジェクト」をIT化推進本部のもとに設置。CIOが統括する形で、オープンデータを推進するためのアイデアや指針、ガイドラインについて全庁的な体制を組んで検討している。

さらに、民間側の支援組織として、2012年11月に民間企業やNPO法人の代表、大学教授などが発起人となり任意団体の「横浜オープンデータソリューション発展委員会」が設立されており、公的データを活用したアイデアソン・ハッカソンの開催、公的データによって横浜の政策課題を多様な主体で共有・解決に向けた対話を進め

図表 2-1-2-9 トイレ検索アプリの探索画面



図表 2-1-2-10 横浜オープンデータポータル画面



るフューチャーセッションの開催などに取り組んでいる。

なお、本年3月にオープンデータ流通推進コンソーシアムが実施した「勝手表彰」において、同市の取組のうち、「税金はどこへ行った」アプリケーション開発、横浜オープンデータソリューション発展委員会の取組がそれぞれ優秀賞、マイクロソフト賞を受賞している。

(4) 海外におけるオープンデータに対する戦略的取組

諸外国においてもオープンデータ戦略等の策定が進んでおり、米国、英国をはじめ、EUの「欧州オープンデータ戦略」、フランス「単一ポータルによるPSI（公共部門情報）提供指針」などがあげられる。現在、世界30か国がオープンデータポータルサイトを開設済みであり、OECD、国連、EU等も開設予定である。以下、大統領・首相がオープンデータを主導している米国と英国の取組について紹介する。

ア 米国

オバマ大統領は、2009年1月の就任直後に「透明性とオープンガバメント（Transparency & Open Government）」と題する覚書を各省庁の長に対して発出しており、この覚書では、「透明性」、「国民参加」、「協業」の3原則に基づき、開かれた政府を築くことを表明している。また、同年5月には「オープンガバメント・イニシアティブ（Open Government Initiative）」を公表しており、同年12月には「オープンガバメントに関する連邦指令（Open Government Directive）」を発出している。米国政府では、これらを踏まえ、「透明性」を高める取組として、2009年にData.govやITダッシュボードを開設した。また、2012年5月に発表した「デジタル・ガバメント戦略（Digital Government: Building a 21st Century Platform to Better Serve the American People）」に基づき、数値データだけでなく文書情報等の非構造化データも対象に公開を推進している。米国政府では、連邦CIO（最高情報責任者）が中心となりオープンガバメントを推進している。これらは、オープンデータの先駆的取組として、現在も各国から注目を集めている。

(ア) Data.gov

Data.govは、政府機関が保有する様々な統計データに係る各種データセットを提供するサイトである（図表2-1-2-11）。同サイトは、各政府機関の保有する経済、環境等に係る情報を迅速にオンラインで公開することにより政府の情報公開および透明性を高め、国民の信頼を得ることを目的としている。現在同サイトでは、約37万の生データや地理空間データ、350のアプリや137のモバイルアプリなどが提供されている。今後、さらに多様なデータフォーマットのダウンロードを可能にすることで、ユーザーによる分析やリサーチをより容易にするほか、公開されたデータを利用した実用的なアプリケーションの開発と新たなビジネスの創造も期待されている。

図表2-1-2-11 Data.Govホームページ（生データ）

The screenshot shows the Data.gov homepage with a navigation bar and a list of datasets. The 'Raw Data' section is highlighted, and a table of datasets is visible.

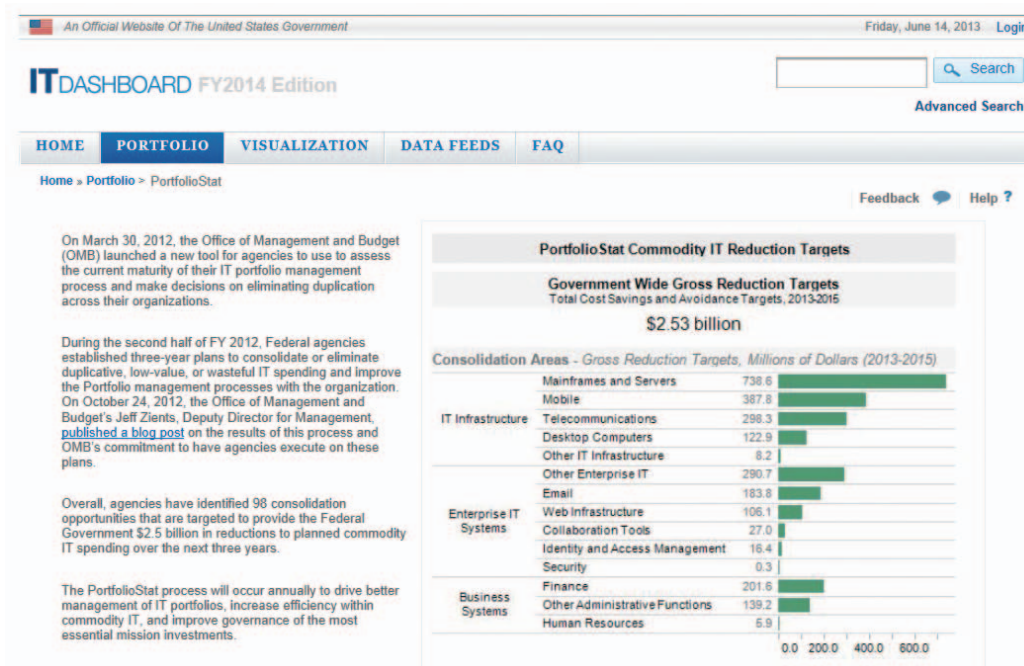
Name	Popularity	Type
1. Worldwide M1+ Earthquakes, Past 7 Days Real-time, worldwide earthquake list for the past 7 days	194,029 views	✓
2. U.S. Overseas Loans and Grants (Greenbook) Foreign Commerce and Aid foreign assistance, economic assistance, Greenbook...	72,835 views	✓
3. TSCA Inventory Geography and Environment new chemicals, manufactured chemicals...	44,290 views	✓
4. National Stock Number Extract Information and Communications Vendor, Product, NSN, National Stock Number...	36,890 views	✓
5. MyPyramid Food Raw Data Health and Nutrition Calories, Food, Nutrition, Fat, Nutrients...	31,752 views	✓
6. FDIC Failed Bank List Banking, Finance, and Insurance closing, financial institutions, failed, failures...	19,927 views	✓
7. Personnel Trends by Gender/Race Population American Indian, Black, Military, Hawaiian...	19,912 views	✓
8. Local Area Unemployment Statistics Labor Force, Employment, and Earnings State and area labor force statistics...	16,564 views	✓
9. Farmers Markets Geographic Data Agriculture Organic, Plants, Prepared Food, Nuts...	17,132 views	✓

(出典) Data.gov ポータルサイト

(イ) ITダッシュボード*21

ITダッシュボードは、連邦政府のIT投資に関する詳細情報を提供し、投資の経年変化を追跡可能なものとするために作られた。各省庁が行政管理予算局（OMB）に提出したレポートから収集したデータ（調達にかかるコスト、スケジュール、パフォーマンス指標、CIO（最高情報責任者）による評価など）を掲載しており、グラフ化して示すなど分かりやすい形で開示している（図表2-1-2-12）。このように調達に関するデータを示し、各省庁のデータを一括して閲覧可能とすることにより、国民による調達パフォーマンスの比較が容易に行うことができ、自らパフォーマンスの評価を行うことも可能となっている。また、CIO等の関係者が、ITダッシュボードなどのデータを活用して、採算性の低い投資案件を集中的に検証するTechStatというIT投資案件に対するレビューもも行われており、同取組により、IT投資の削減効果を上げている*22。

図表2-1-2-12 ITダッシュボード ホームページ



(出典) ITダッシュボードポータルサイト

(ウ) 21世紀の電子政府戦略*23

2012年5月に米国政府は電子政府戦略「デジタル・ガバメント戦略 (Digital Government)」を公表したが、同戦略の公表にあたって、オバマ大統領は各省庁宛に、「21世紀の電子政府の構築に当たって (Building a 21st Century Digital Government) *24」と題する覚書を発出した。そこでは、「コンピューティング能力の飛躍的向上、高速ネットワークの普及やモバイル領域での革新により、インターネットへいつでもアクセスできるようになり、その結果として新しい産業が生まれ、既存の産業の形も変わりつつある」とする一方、「国のサービスは未だにスマートフォンやタブレットに最適化されていないケースがほとんどである」などと懸念を示している。その上で、①各省庁が新しいやり方で情報提供を促進し、モバイル及びウェブ技術のパワーと可能性を最大化させること、②各省庁にオンラインリソースを立ち上げさせて外部の開発者に開放すると同時に、政府情報に関するオープンでマシンリーダブルな新標準を受け入れさせること、③各省庁のオンラインリソースのページをwww.data.govに統合すること、④ウェブパフォーマンス分析及び顧客満足度測定ツールをすべての

*21 「アメリカ政権交代における電子政府政策の変容」(松岡清志 行政 & 情報システム 2010年4月号)、「米国政府におけるIT投資管理について (IT Dashboardを活用した見える投資管理)」(IT戦略本部 第3回 政府情報システム刷新有識者会議 (平成24年5月28日) 平本臨時構成員提出資料) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/yuushikisha/dai3/gijisidai.html>

*22 なお、米連邦政府CIOのバンローケル氏は前任者の改革路線を継承しつつも独自の考え方でIT投資管理を向上させるため、前任者のクンドラ氏が始めたTechStatとは別にPortfolioStatを開始した。TechStatが個別プロジェクトや投資案件のパフォーマンスをレビューするのに対し、PortfolioStatは各省のITポートフォリオ全体をレビューし、重複した投資、省庁戦略と合致しない投資を洗い出すと同時にシェアードサービス型のモデルへ移行することを目的としている。([PortfolioStat2.0] 一般社団法人 行政情報システム研究所 ホームページ <http://www.iais.or.jp/ja/wp-content/uploads/2013/05/PortfolioStat2.01.pdf>)

*23 米国の電子政府戦略 (1) ~ (5) (一般社団法人 行政情報システム研究所 ホームページ <http://www.iais.or.jp/ja/information/government/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E3%81%AE%E9%9B%BB%E5%AD%90%E6%94%BF%E5%BA%9C%E6%88%A6%E7%95%A5%EF%BC%88%EF%BC%89/> ほか) を参照。

*24 http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/uploads/2012digital_mem_rel.pdf

政府関係HPに導入することなどを通じて、効率的かつ組織的なサービスの提供を求めており、最新のモバイル・ウェブ技術の活用に加えて、オープンデータについてもさらに浸透させることを求める内容となっている。

それを受けて公表された米国の「デジタル・ガバメント戦略 (Digital Government) *25」では、その目的として、「米国国民及びモバイルな人材が、高質な電子政府の情報及びサービスに、いつでも、どこでも、どのデバイスを使ってもアクセスできるようにする」こと、「新しい電子世界に適応できるよう、政府はデバイス、アプリケーション及びデータをセキュアかつ低価格の方法で、スマートに調達し管理する」ことに加えて、「政府のデータが持つ力を開放しイノベーションを起こすことで、国民へのサービスの質を向上する」ことをあげ、「データをオープンかつ機械可読式とすることを原則とすることで、国民、企業及び政府自身が、政府データをアプリケーションやサービスにおいて有効活用できるようにする。」としている。

また、戦略指針として、以下の4つの方針を打ち出している。

- 情報中心アプローチ (Information-Centric)：政府は、これまでの「ドキュメント」管理から、オープンデータ及びコンテンツの管理に移行する。これらオープンデータ及びコンテンツは、タグ付、共有化及びマッシュアップが可能であり、情報を必要としている人にとって最も効果的な方法で、安全に提供される。
- 共有プラットフォームアプローチ (Shared Platform)：省庁内／外の協業を促進することで、コストを削減し、開発を効率化し、一貫性のある標準化を促進すると同時に、情報の作成と提供に一貫性を持たせる。
- 顧客中心アプローチ (Customer-Centric)：政府が情報の作成、管理及び提供（ウェブサイト、モバイルアプリケーション、ローデータ及び他の提供方法を通じて）の際に当該アプローチを活用することで、顧客がいつでも望む方法で情報を成形、共有及び消費することを可能とする。
- セキュリティとプライバシーのプラットフォーム (Security and Privacy)：イノベーションが安心かつ安全な方法で実現されると同時に、電子サービスが情報とプライバシーの保護に活用されることを保証するものである。

なお、2013年5月9日、米国オバマ大統領は政府情報のオープンデータ化を義務付ける大統領令 (Executive Order - Making Open and Machine Readable the New Default for Government Information) を発令し、併せて、オープンデータに関する新たな方針を発表した*26。この大統領令により政府機関には、個人のプライバシーや機密情報、国家の安全保障に関わる情報の保護に配慮しつつ、新たに作成するデータはできるだけ発見・アクセスしやすく、再利用しやすい形で公開すること等が義務付けられることになる。

イ 英国

英国においては、キャメロン政権発足直後に、首相から各省への書簡によりデータ公開が指示されるなど、首相のリーダーシップによるオープンデータ戦略が進められている*27。英国では、キャメロン政権発足直後に、首相から各省への書簡によりデータ公開が指示され、この書簡が現在でも取組において重要な位置づけとなっていると言われている (図表2-1-2-13)。

また、キャメロン首相は、2010年に「透明性アジェンダ」を発表し、そのなかで、「政府全体の透明性の向上は、我々が共有しているコミットメントの中心である。それによって国民が、政治家や公的機関に説明責任を果たさせ、赤字を減らし、公的支出における費用対効果の高いサービスを提供させることができる。また、ビジネスやNPOが公共データを活用して、革新的なアプリケーションやウェブサイトを作ることで、大きな経済的利益を実現することができる。」と述べ、透明性と経済効果を主な目的としてオープンデータを推進する意向を示している。

英国は、この透明性アジェンダを実現するため、有識者会議として「Transparency Board」を設立し、公的データに関する原則として、①公共データは再利用可能で、マシンリーダブルな形式で公開されること、②公共データは同一のオープンライセンスのもとで公開され、営利目的も含めて自由に活用できること、③公共データは単一の使いやすいオンラインのアクセスポイント (data.gov.uk) で入手可能で見つけられることなどを定めた「透明性原則」を発表した。

さらに2010年には、公共情報の民間利用を促進するための新しいライセンスとしてOpen Government

*25 <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/egov/digital-government/digital-government.html>

*26 「オバマ大統領、政府情報のオープンデータ化に関する大統領令を発令」(カレントアウェアネス・ポータル 2013.5.10) <http://current.ndl.go.jp/node/23477> 参照。なお、大統領令については<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/05/09/executive-order-making-open-and-machine-readable-new-default-government>

*27 「欧州におけるオープンデータ政策 (その2)」(高木聡一郎 行政&情報システム 2012年8月号)

図表 2-1-2-13 英国・首相レターによる公開データの指定（抜粋）

レター	カテゴリ	データ例	公開期限
第一書簡 (2010年5月31日)	中央政府の支出データ	過去の支出データ	2010年6月
		新規のICT関連契約	2010年7月
		新規の中央政府における25000ポンド以上の支出情報	2010年11月
	地方政府の支出データ	新規の500ポンド以上の地方政府の支出データ	2011年1月
		500ポンド以上の新規の政府の契約及び入札	2011年1月
	その他のデータセット	ストリートレベルの犯罪データ	2011年1月
給与が150,000ポンド以上の上級公務員の名前、肩書等		2010年6月	
すべての役職を含んだ中央政府の組織図（共通フォーマットによる）		2010年10月	
第二書簡 (2011年7月7日)	NHS（国民保険サービス）	かかりつけ医（GP）の成果を比較できるデータ	2011年12月
		NHS病院への苦情データ	2011年10月
		医療監査データ、特に公的支援を行った医療チームにおけるパフォーマンスの詳細	2012年4月
	教育&スキル	学校の教育パフォーマンスを評価できるデータ	2012年1月
		National Pupil Databaseの匿名化されたデータ	2012年6月
	犯罪・司法	判決文のデータ、匿名化された被告のプロファイル、判決に要した時間	2011年11月
		現在と将来の道路工事データ	2011年10月
	交通	Transport Directのデータ（自動車道、駐車場等）	2011年10月
		道路に関するリアルタイムデータ	2011年12月
	政府支出データ	500ポンド以上の支出に関する政府調達カードの支払データ	2011年9月

(出典) NTTデータ資料

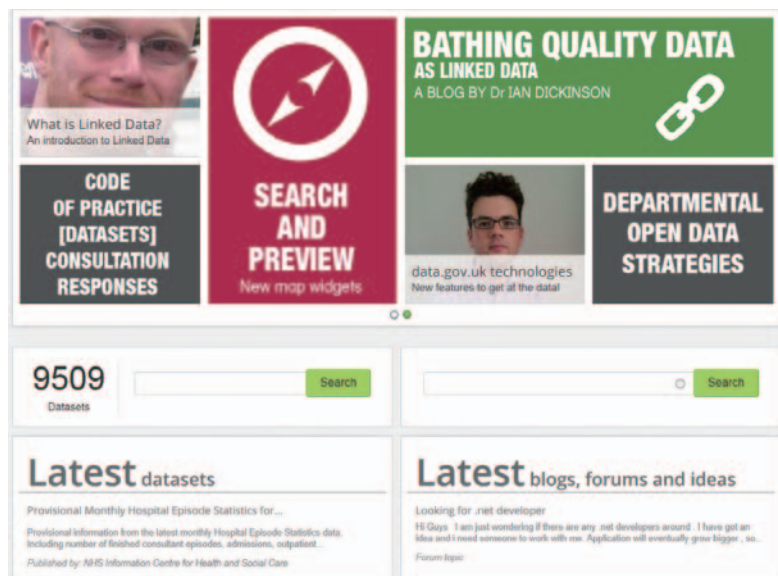
License (OGL) を制定した。OGLは、公的機関のデータに対して、商業利用を含む幅広い利用を可能とするため、従来は著作権やデータベース権の対象となっていた非個人情報やこれまで非公開であった公共機関のデータについてもカバーしており、コピーや改作の自由、商用目的利用の自由をも認めている。

英国では、2012年に、情報公開法について、オープンデータに対応するように修正されている。そこでは、一定の場合には政府機関は合理的に実践可能な限り情報を再利用可能な電子的形態により提供しなければならないこととされている。今後、英国政府では、省庁別のオープンデータ戦略を策定することとされており、主要17省庁が策定済みである。

また、政府のポータルサイトとしてData.gov.ukを2010年より運用しており、9,000を超えるデータセットが提供されている（図表 2-1-2-14）。

新産業創出の観点からの取組としては、英国政府はオープンデータを活用したビジネスを本格的に立ち上げるための組織として、2012年にオープン・データ協会を設立した。5年間に渡って1,000万ポンドの予算を割り当てている。英国政府は公的機関がデータを公開するためのデータポータルの整備や、それらデータポータルを活用した市民レベルでの活動は非常に活発に行われるようになったが、オープンデータを活用した新しいビジネス創造という点では、まだ大きな成果を上げるには至っていないとの認識のもと、民間商用ビジネスの育成に焦点を絞った組織として同機関を設立し、支援を行っている。

図表 2-1-2-14 Data.gov.uk ホームページ



(出典) Data.gov.uk ポータルサイト

図表 2-1-2-15 その他の海外におけるオープンデータ戦略策定の動向

国	タイトル	主な概要【()内は関連する動きを示す】
EU	European directive on the re use of public sector information (PSI指令)【2003年】	EU諸国に対してPSI(公共部門情報)の再利用(re-use)に関するルール及びポリシーの設定を推奨。下記「欧州オープンデータ戦略」を受け、以下の点を中心に改訂協議中。①PSIの再利用を原則とする、②限界コストでの提供(実質無償化)、③マシンリーダブルな提供、④図書館、美術館、アーカイブへの対象の拡大
	Open Data Strategy for Europe(欧州オープンデータ戦略)【2011年】	毎年400億ユーロの経済効果。以下の3つの施策を推進。①EUのデータポータル(現在開発中)、②EU域内の公平な条件の確保、③データ処理技術の研究開発のための1億ユーロの支援
フランス	単一ポータルによるPSI提供指針【2011年】	(・2010年、推進組織(Etalab)の設立に関する閣議決定) 各省庁にEtalabとの調整を行う担当官の設置を義務付け。組織間の業務分担やデータのフォーマット等についても規定 (・2011年、オープンデータポータルサイト「data.gouv.fr」開設)
ドイツ	Government Programme: Network-Based and Transparent Administration(ネットワーク・行政透明化に係る政府計画)【2010年】	・オープンデータについては、内務省が統計と地図情報についてパイロットプロジェクトを行うことが明記。 ・オープンデータ戦略は別途検討中 (・2011年、オープンデータポータルサイト「daten.berlin.de」開設)

出典：『オープンデータに関する欧州最新動向』(2012年3月29日株式会社NTTデータ)、『電子行政TFにおけるオープンガバメントの検討とオープンデータの活用について』(2011年11月5日電子行政に関するタスクフォース 臨時構成員 村上文洋)等より作成

オープンデータへの海外の地方自治体の対応

オープンデータに対する取組は、米国、英国などの地方自治体においても進んでいる。米国では、Data.govにCities.data.govが新設され、シカゴ、シアトル、ニューヨーク、サンフランシスコの4大都市が参加しており、地方自治体のオープンデータポータルが連邦政府のオープンデータポータルに統合されている。また、英国では、434の自治体のうち、105がオープンデータ協議会を設置している。

具体例として、ニューヨーク市の例をあげると*28、ニューヨーク市では、「オープンデータ」サイトで、市や関係機関が保有する数百種類のデータを公開している。データには、市内のWiFiアクセスポイントや地下鉄入口等の地図データ、市の総合電話相談サービスの相談記録データ、郵便番号コードの地区別電力消費量など様々なものが含まれている。ニューヨーク市では、これらのデータを一般に公開し、市行政の透明性ととも、住民・来訪者の利便性を高めるため、データを活用したアプリコンテストを実施しており、本年はグランプリ受賞者には3万5千ドルの賞金が与えられる。

なお、ニューヨーク市議会は、2012年2月に“Open Data Bill”と呼ばれる法案を可決している。市議会議長は、この法案により、例えば交通局がデータ収集を義務付けられている市内の事故情報データなどが自由に並べ替え・抽出・分析できるフォーマットで提供できるようになり、議会においても改善が必要な地域を特定するなど、市政の監視・機能向上に役立つであろうとコメントしている。

このようなオープンデータの取組は、ワシントンDC、フィラデルフィア、シアトルなど米国の様々な都市においても行われているとのことである。

図表 ニューヨーク市オープンデータサイト

The image shows two screenshots. The left one is the NYC Open Data website, featuring a search bar, a list of datasets, and a 'NYC BigApps 2013' announcement. The right one is the BIGAPPS NYC 2013 competition page, which includes a 'NYC's ultimate open data software challenge is back.' headline, a \$150,000 prize pool, and a list of judges and partners.

*28 「行政保有データを活用したアプリでニューヨーク生活を便利に」(CLAIR メールマガジン2012年5月)

3 電子行政推進と国民・地方自治体の認識（アンケート結果）

これまで電子政府についてこれまでの取組の進展状況、海外事例、オープンデータの動向についてみてきたが、本項では、電子政府について、国民や地方自治体等の主体がどう認識しているのか、どのような活用動向にあるのかについて、各種調査結果に基づき見ていくことにする。

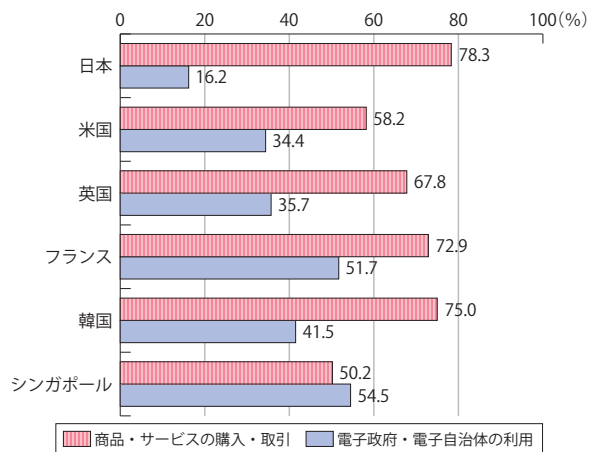
(1) 電子行政の各サービスに対する利用動向及び認識

まず、電子政府・電子自治体の利用動向について、商品・サービスの購入・取引に対する利用動向と比較しつつ、日本、米国、英国、フランス、韓国、シンガポールの6か国で比較調査を行った国際ネットアンケート^{*29}結果に基づいてみると、日本は、商品・サービスの購入・取引の利用率については78.3%に達し6か国中最上位だが、電子政府・電子自治体の利用については16.2%と6か国中最も低く、5位の米国と比較しても半分以下にとどまっている。

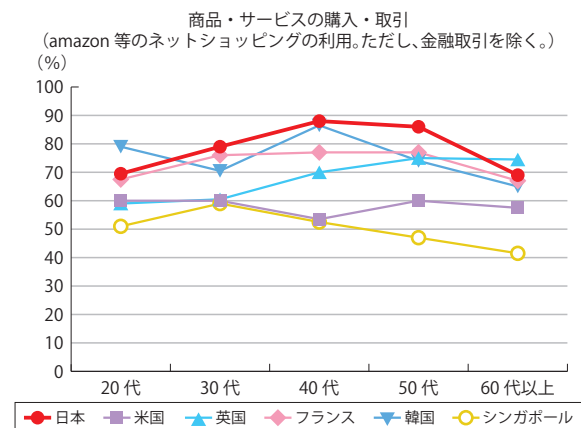
世代別に比較すると、日本は、商品・サービスの購入・取引では30代から50代で6か国中最上位だが、電子政府・電子自治体ではどの世代でも他国と比較してかなり低い状況にある。ただし、日本は年代が高まるほど電子行政サービスを利用する傾向にあり、60代以上では2割を超えていることは注目される（図表2-1-3-1）。

このような電子政府・電子自治体の利用率の差は、何故生じているのだろうか。そこで、電子行政の対住民向けサービスとして、電子申請サービス、税申告・納税サービスにかかる住民の利用動向等について、平成24年版情報通信白書の調査結果（郵送調査）を振り返ってみると、いずれも認知状況については一定の比率に達しており、特に税申告・納税サービスについては7割を超えている。その一方で、利用状況はそれぞれ5.7%、11.2%といずれも低水準である。今後の利用意向についてはいずれも4割を超えており、また利用しているとの回答者のなかでの利用者の満足度は、「満足」、「やや満足」を加えるといずれも8割を超えている（図表2-1-3-2）。

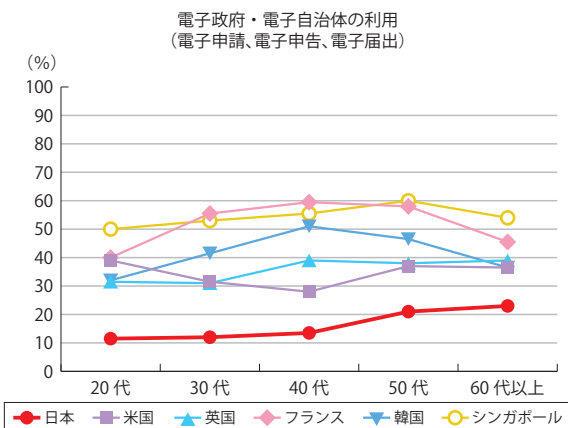
図表2-1-3-1 インターネットの利用状況（商品・サービスの購入・取引と電子政府・電子自治体の利用の比較）



※ネット調査（各国1000サンプル）における回答率を示す。
 ※商品・サービスの購入・取引については、amazon等のネットショッピングの利用（ただし金融取引を除く）を示す。また、電子政府・電子自治体の利用については、電子申請・電子申告・電子届出を示す。



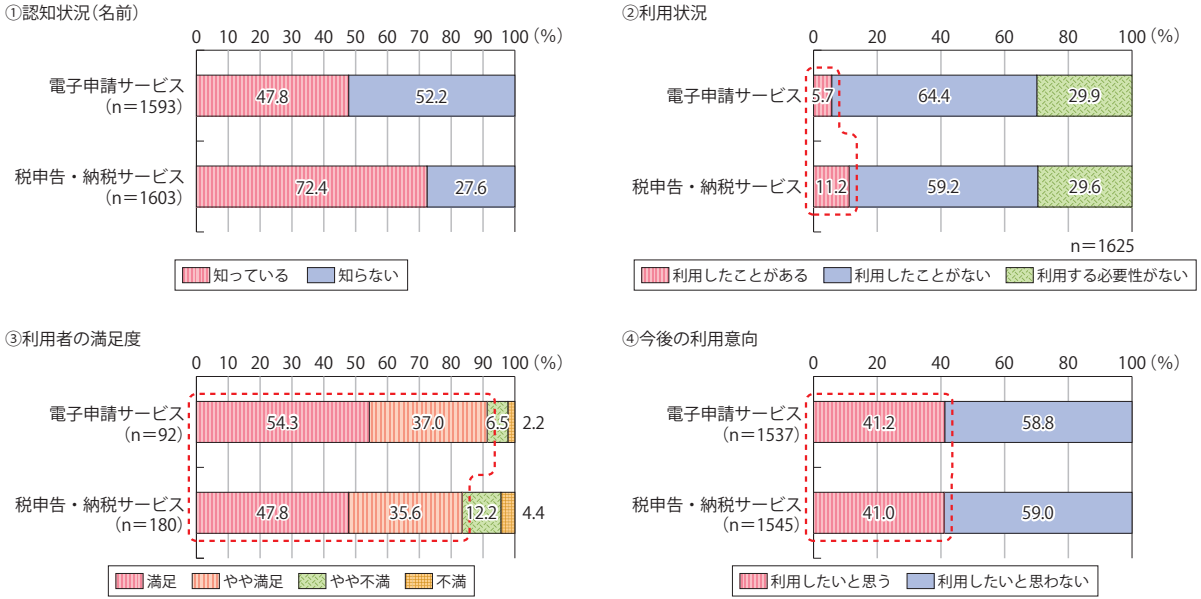
※ネット調査（各国とも各世代につき200サンプル）における回答率を示す。



（出典）総務省「ICT基盤・サービスの高度化に伴う新たな課題に関する調査研究」（平成25年）

*29 調査概要は第3章第1節第2項（パーソナルデータの取扱いに関する利用者意識の国際比較）を参照のこと。

図表 2-1-3-2 電子申請サービス、税申告・納税サービスの認知・利用状況

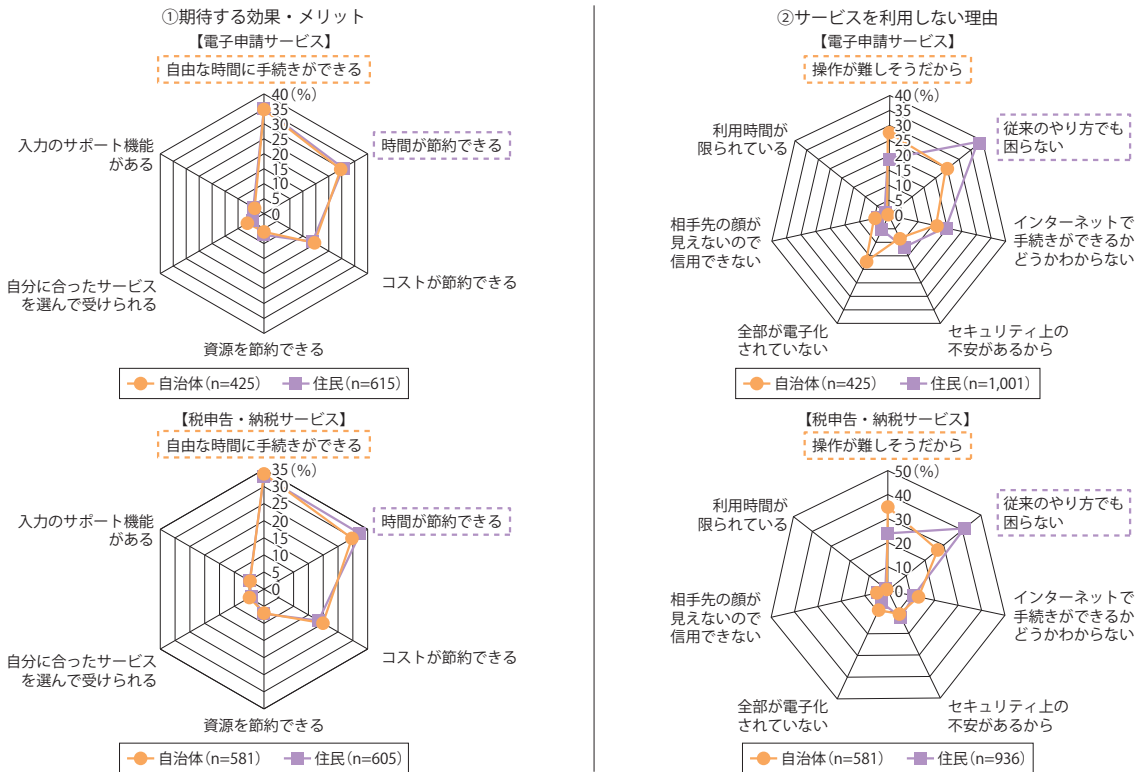


(出典) 総務省「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」(平成24年)

電子申請サービス、税申告・納税サービスに①期待する効果・メリットと②サービスを利用しない理由をみると、住民・地方自治体とも、電子申請、税申告・納税サービスの主な効果は「自由な時間に手続きができる」「時間が節約できる」との回答が他に比べて高く、次に「コストが節約できる」となっており、回答率も大きな相違はない。他方、サービスを利用しない理由については、自治体が「操作が難しい」ことを主たる理由として想定しているのに対し、住民側の回答では、「従来のやり方でも困らない」が最も高くなっており、認識のずれがある(図表2-1-3-3)。

このように、メリットについては、サービスの時間的側面を評価するものの、コスト節約への認識はそれほど高くはないこと、サービスを利用しない理由については、住民側では現在のサービスに不満を感じていないことが主要因であり、それを提供主体側が必ずしも十分に認識できていないことが指摘できよう。

図表 2-1-3-3 期待する効果・メリットとサービスを利用しない理由



(出典) 総務省「ICT基盤・サービスの高度化に伴う利用者意識の変化等に関する調査研究」(平成24年)

(2) 地方自治体の認識・取組状況

電子政府の浸透においては、住民に密着した行政サービスを提供している地方自治体の果たす役割は大きく、また地方自治体にとっても、住民サービスの向上、業務の効率化、地域産業の活性化などの観点から電子自治体への期待は高い。他方、地方自治体における電子自治体への取組は、首長の認識や自治体の規模等によりまちまちの見方もある。ここでは、地方自治体へのアンケート^{*30}結果を通じて、電子自治体に対する地方自治体の認識・取組状況についてみていくこととする。

ア アンケート結果に基づく地方自治体の取組状況分析

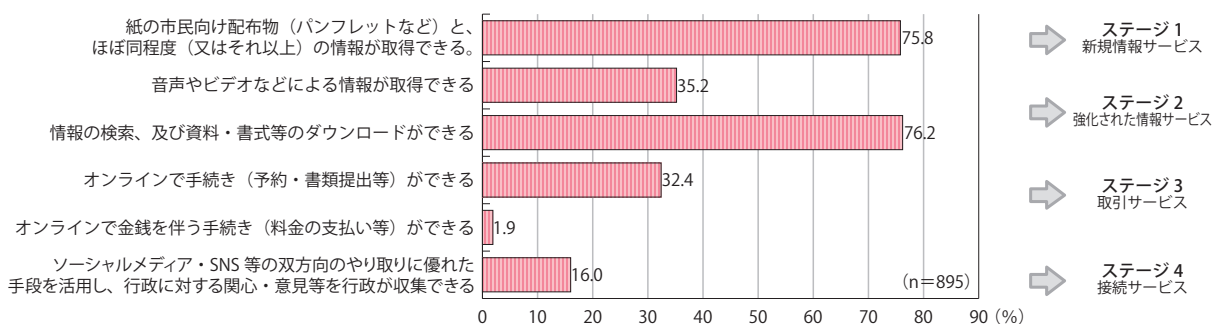
電子政府の取組段階については、国連の電子政府関連調査では、オンラインサービスの発展段階に応じて用いられている4段階評価がある(図表2-1-3-4)。ここでは、その考え方を援用しつつ、地方自治体からのアンケート結果をみていくこととする。なお、以下のステージ表記は、本件国連調査に準じているが、方法論が異なることなどから、厳密な対応ではない点に留意する必要がある。

図表2-1-3-4 国連調査における電子政府の4段階評価^{*31}

段階	概要
ステージ1	新規情報サービス (Emerging Information Service) 政府ウェブサイトが公共政策、ガバナンス、法律、規則、関連する文書、提供される政府サービスの種類に関する情報を提供する。そのサイトには、省、部局、他の政府部門へのリンクがある。市民は容易に、国家政府や省の新しい出来事に関する情報を獲得でき、アーカイブ化された情報へのリンクを見つけることができる。
ステージ2	強化された情報サービス (Enhanced Information Service) 政府ウェブサイトは強化された一方向の、または政府・市民間の双方向の電子コミュニケーションだけを提供する。たとえば、政府サービスや申請のためのダウンロード可能な申込用紙などである。サイトは音声やビデオの機能があり、多言語に対応している。
ステージ3	取引サービス (Transactional Service) 政府ウェブサイトが、政府の政策、プログラム、規則などに対する意見を求め、受け取ることを含む、市民との双方向コミュニケーションに従事している。市民の身分証明の電子認証フォームは、やりとりを成功させることを求められる。政府ウェブサイトは、非金銭的取引を処理する。たとえば、電子選挙、申込用紙のダウンロードとアップロード、オンラインでの税申告や身分証明、免許、許可書の申し込みなどである。また金銭的取引、つまり、安全なネットワークで政府にお金を移動することも処理する。
ステージ4	接続サービス (Connected Service) 政府ウェブサイトは政府が市民とコミュニケーションするやり方を変える。これらのサイトは、ウェブ2.0や他のインタラクティブツールを使って、市民からの情報と意見を求めることに積極的である。電子サービスと電子ソリューションが、シームレスに、部局と省を横断する。情報、データ、知識は統一された申請フォームを通して政府機関から送られる。政府は政府中心アプローチから市民中心アプローチへ移行する。後者では適切なサービスを提供するため、ライフサイクルイベントを通じて市民に、また分類されたグループに、電子サービスは向けられている。政府は、市民が、意思決定時の意見を持つために政府の活動により参加することを促す環境を創っている。

地方自治体に対して、以下の質問により、電子政府がどの段階に達しているかを選定したところ、ステージ1ないしステージ2(情報サービス)の段階にある地方自治体は75.8%であり、ステージ2に限れば76.2%と、おおむねこの水準には達していることがわかる。他方、ステージ3(取引サービス)、ステージ4(接続サービス)の段階に達している地方自治体は、それぞれ32.4%^{*32}、16.0%であった(図表2-1-3-5)。

図表2-1-3-5 電子政府段階別の構成比率(回答自治体)^{*31}



※方法論が異なることや、多言語対応などのいくつかの要件を除くため、厳密な対応ではない

(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

また、ステージ3の地方自治体とステージ4の地方自治体を比較すると、ステージ4の地方自治体(16%)のうち約半数(8.3%)がステージ3を選定する質問についてNoと答えている。このように、双方向のICT活用に取り組んでいる地方自治体であっても、オンライン手続は実施していない地方自治体が多いことがわかる(図表2-1-3-6)。

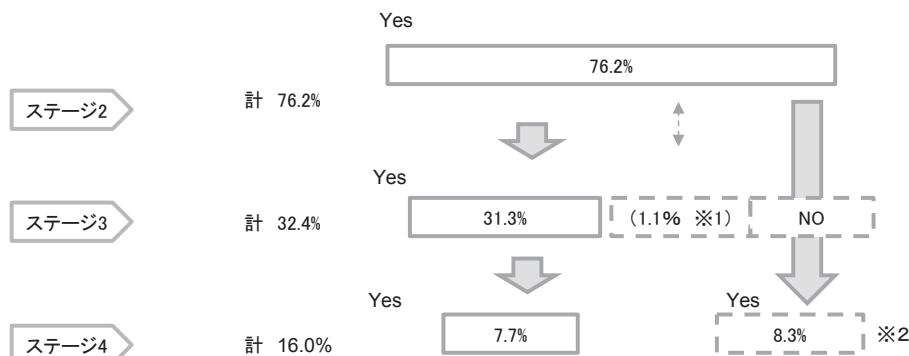
*30 調査概要は第1章第1節2.(3)(地方自治体におけるG空間情報の利活用に関する意識)を参照のこと。

*31 United Nations E Survey 2012

http://unpan3.un.org/egovkb/global_reports/12roport.him 参照。なお、以下の分析におけるステージ表記は、本件国連調査に準じているが、方法論が異なることなどから、厳密な対応ではない。

*32 ステージ3を選定する質問(オンラインで手続き(予約・書類提出等)ができる)に対しYesと回答した団体であっても、ステージ2を選定する質問(紙の市民向け配布物(パンフレットなど)とほぼ同程度(又はそれ以上)の情報が取得できる)に対してNoと回答した団体は非常に少数であることから、ステージ3として整理した。

図表 2-1-3-6 電子政府段階別の構成比率（全体像）



※1 ステージ3=YES ステージ2=NO ※2 ステージ4=YES、ステージ3=NO
 (出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

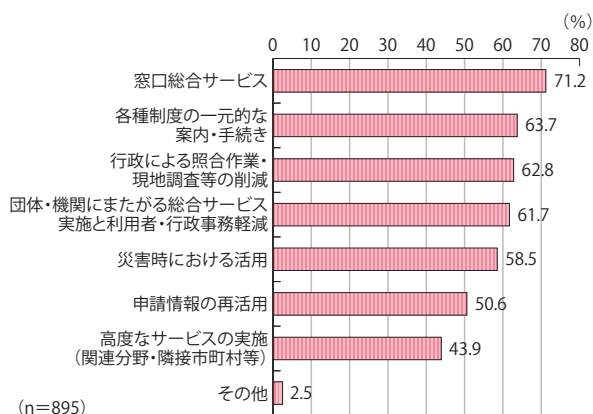
イ アンケート結果に基づく番号制度に関する地方自治体の認識

地方自治体における番号制度の活用の進展は、地方自治体において、電子申請・届出などステージ3（取引サービス）を提供する場合により利用者に使いやすいサービスを構成する契機となるなど、住民向けサービスの高度化・普及の鍵となると考えられる。そこで、番号制度に対する期待と課題^{*33}について質問した。

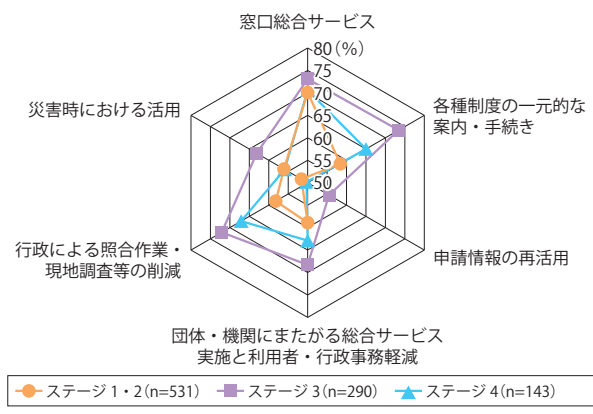
まず、番号制度の導入により、今後活用を希望するサービスについては、「窓口総合サービス」が71.2%と最も高く、「各種制度の一元的な案内・手続き」が63.7%、「行政による照合作業・現地調査等の削減」が62.8%と続いている。「高度なサービスの実施」以外はいずれの項目も5割を超えており、比較的住民向けサービスの向上にかかる事項が高い傾向はあるが、行政事務の削減・効率化も含め高い期待があることがうかがえる（図表 2-1-3-7）。

この結果について、上記のステージ別（ステージ2（情報サービス）、ステージ3（取引サービス）、ステージ4（接続サービス））に活用意向をレーダーチャート化したところ、ステージ3の自治体がどの項目についても、ステージ4も含め大きく上回っていることがわかる。また、ステージ3の自治体「行政による照合作業・現地調査等の削減」、「各種制度の一元的な案内・手続き」、「申請情報の再活用」といった効率性にかかわる事項に対して、他の自治体よりも関心が大きい傾向が見て取れる（図表 2-1-3-8）。

図表 2-1-3-7 番号制度導入で地方自治体が活用を希望しているサービス（複数回答）



図表 2-1-3-8 番号制度導入で地方自治体が活用を希望しているサービス（ステージ別）



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

*33 「番号制度」については、アンケート実施時点ではすべて「マイナンバー」の語で尋ねている。

次に、番号制度の将来的な用途拡大に当たっての課題について聞いたところ、「財政的に厳しい」、「具体的な利用イメージ・用途が明確でない」、「部門・地域等で共通利用できるシステム構築が難しい」がいずれも5割前後の回答率となっている（図表2-1-3-9）。

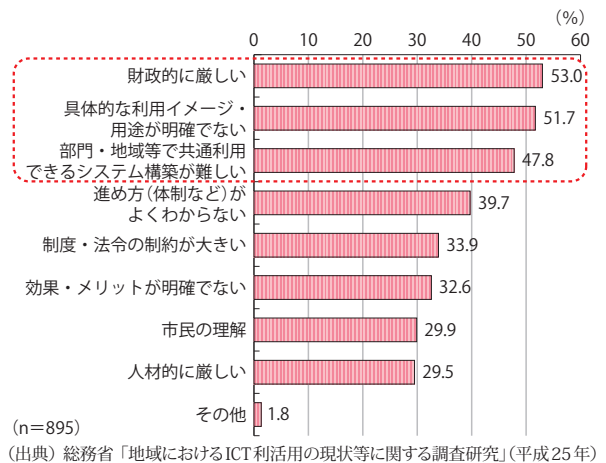
ウ ソーシャルメディアの活用

地方自治体のソーシャルメディア活用は、東日本大震災での情報提供として注目されたことをきっかけとして普及しつつある。例えば、佐賀県武雄市では、市長のリーダーシップで市のネットでの情報発信をソーシャルメディアに移行し、市に「フェイスブックシティ課」を設置しアカウントを管理するほか、すべての市の職員にアカウントを持たせて日常の情報発信を奨励しており、2012年3月14日現在武雄市公式フェイスブックページのファンは12,500人に達している。これは市人口の1/4に相当する規模となっている。このほかにも、特産品のPRや災害時の情報交換に活用する事例が増えつつある。ここでは、ソーシャルメディアの活用動向についてみていくこととする。

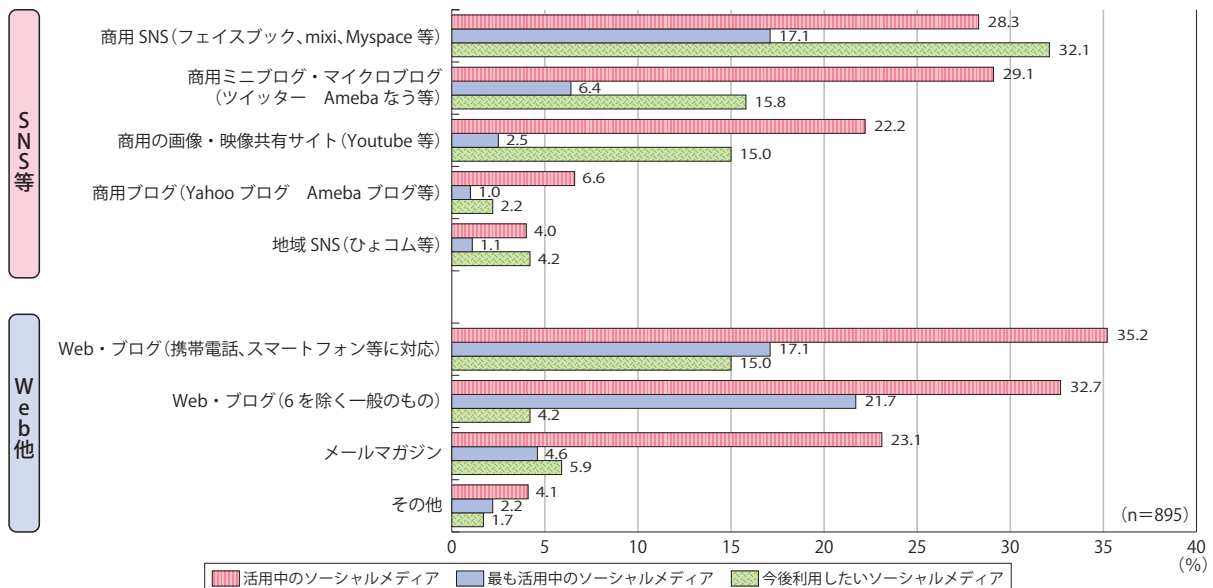
まず、地方自治体におけるソーシャルメディアの種類別の活用状況についてみると、現在活用しているものは、ウェブ・ブログが、携帯電話・スマートフォンに対応しているものが35.2%、それを除く一般のものが32.7%となっている。また、商用ミニブログ・マイクロブログが29.1%に達し、商用SNSは28.3%となっている。このように、全体的にみると、従来型のウェブ・ブログ（一方向型）が中心となっている。

他方、最も活用しているメディアで比較すると一般のウェブ・ブログが21.7%と最も高く、携帯電話・スマートフォン等に対応しているものを加えると38.8%に達しているが、続いて商用SNSの17.1%となっている。また、今後利用したいメディアについては、商用SNSが32.1%と突出して高い。このように、地方自治体において、双方向性の強いソーシャルメディアへの利用意向が顕在化しつつあることがうかがえる（図表2-1-3-10）。

図表2-1-3-9 地方自治体の番号制度の将来的な用途拡大に当たっての課題認識（複数回答）



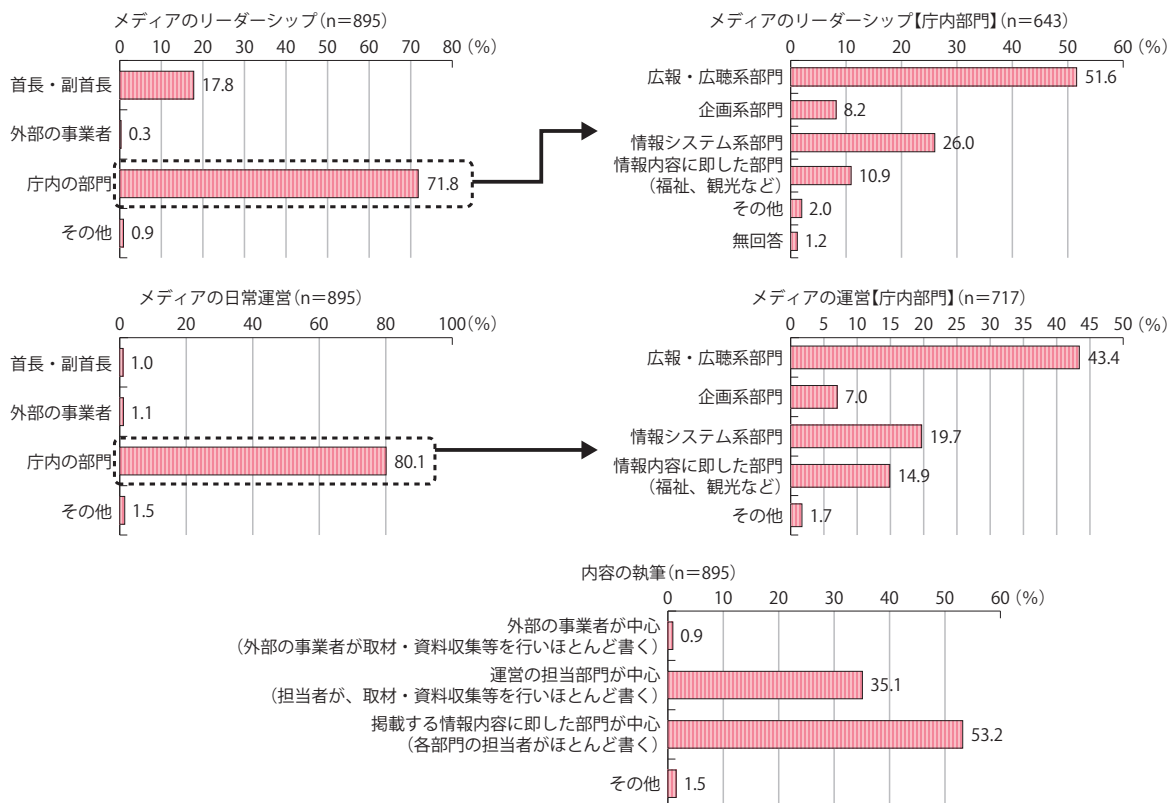
図表2-1-3-10 地方自治体のソーシャルメディア種類別の活用状況



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

次に、ソーシャルメディアの運営状況について、誰がリーダーシップをとって実施しているか聞いたところ、首長がリーダーシップをとっている地方自治体は17.8%であり、庁内の部門、特に広報・広聴系部門が主導している状況にある。また、メディアの日常運営については、庁内の部門が8割を超え、そのうち43.4%が広報・広聴系部門、19.7%が情報システム部門となっている。なお、内容の執筆については、掲載する情報内容の担当部門が53.2%、運営の担当部門が35.1%である（図表2-1-3-11）。

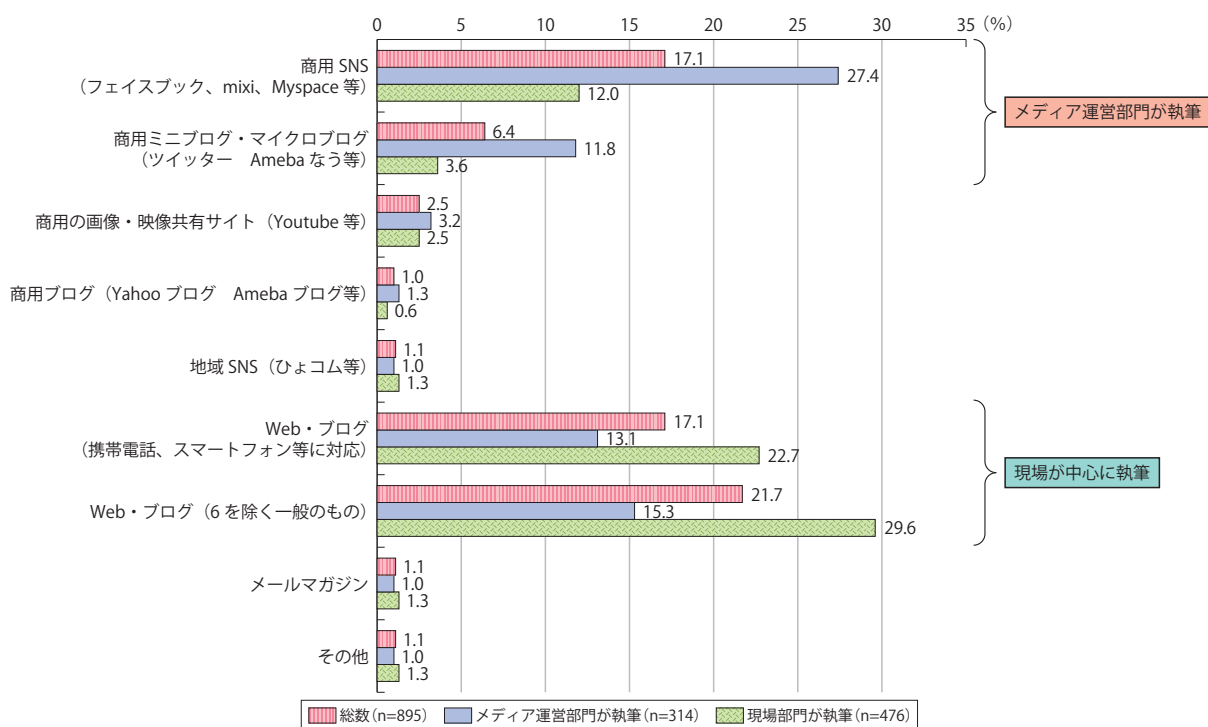
図表 2-1-3-11 地方自治体のソーシャルメディアの運営状況



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

なお、最も注力しているメディアと執筆主体との関係を見ると、商用SNSや商用ミニブログを中心に活用している地方自治体はメディア運営部門が執筆する傾向が強く、他方従来型のウェブ・ブログを中心に活用している地方自治体は現場の担当が中心に執筆する傾向が強い(図表2-1-3-12)。

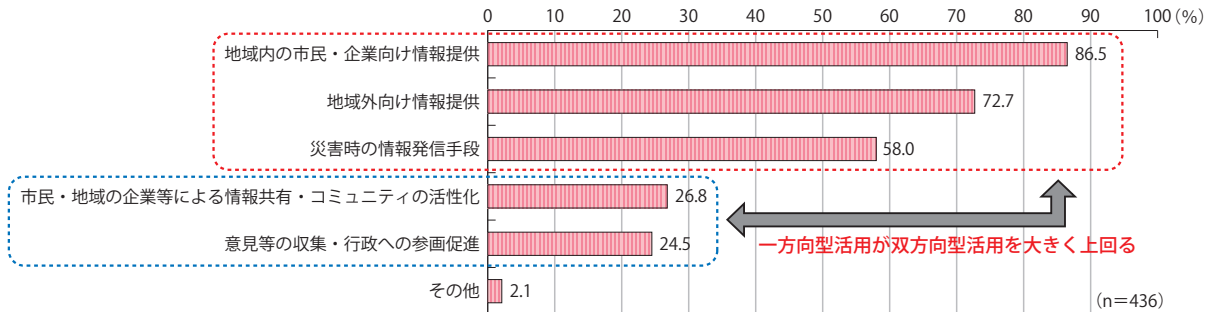
図表 2-1-3-12 地方自治体における日常の業務執筆部門別各メディア活用状況



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

次に、ソーシャルメディア活用目的について、現在活用している地方自治体に聞いたところ、情報発信系の項目（「地域内の市民・企業向け情報提供」、「地域外向け情報提供」、「災害時の情報発信手段」）がいずれも5割を超える一方、双方向型の活用（「意見等の収集・行政への参画促進」、「市民・地域の企業等による情報共有・コミュニティの活性化」）が3割未満という結果となっている（図表2-1-3-13）。

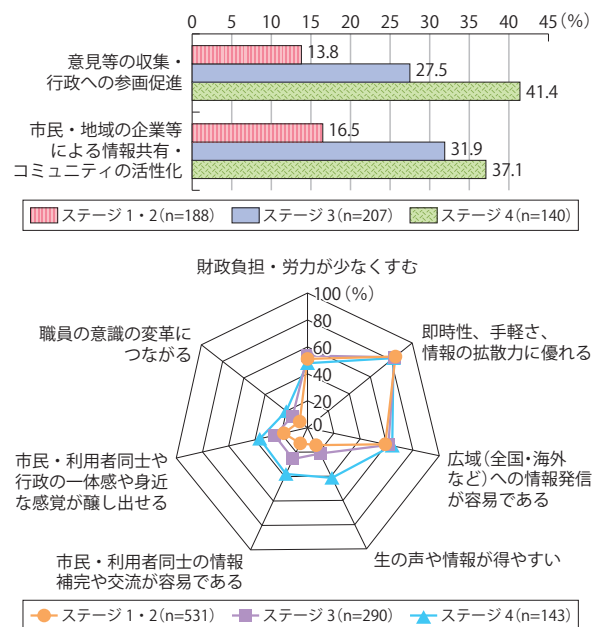
図表2-1-3-13 ソーシャルメディアの活用目的（活用自治体）



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

この結果について、特に双方向型の活用に着目して、電子政府のステージ別に回答比率を出したところ、ステージ4（接続サービス）の地方自治体については4割を超える回答率となっている。他方、ステージ3については、コミュニティの活性化については31.9%に達しているが、行政への参画促進については27.5%となっている。ステージ2以下の地方自治体の場合には、いずれもステージ3、ステージ4の地方自治体を大きく下回る結果となっている。特に、ステージ4の団体とそれ以外では、「生の声や情報が得やすい」、「市民・利用者同士の情報補完や交流が容易である」、「市民・利用者同士や行政の一体感や身近な感覚が醸し出せる」、「職員の意識の変革につながる」といった「交流」、「参加」、「変革」にかかわる点で差異が目立っていることが見て取れる（図表2-1-3-14）。

図表2-1-3-14 ソーシャルメディアの活用目的と利点（活用自治体・ステージ別）

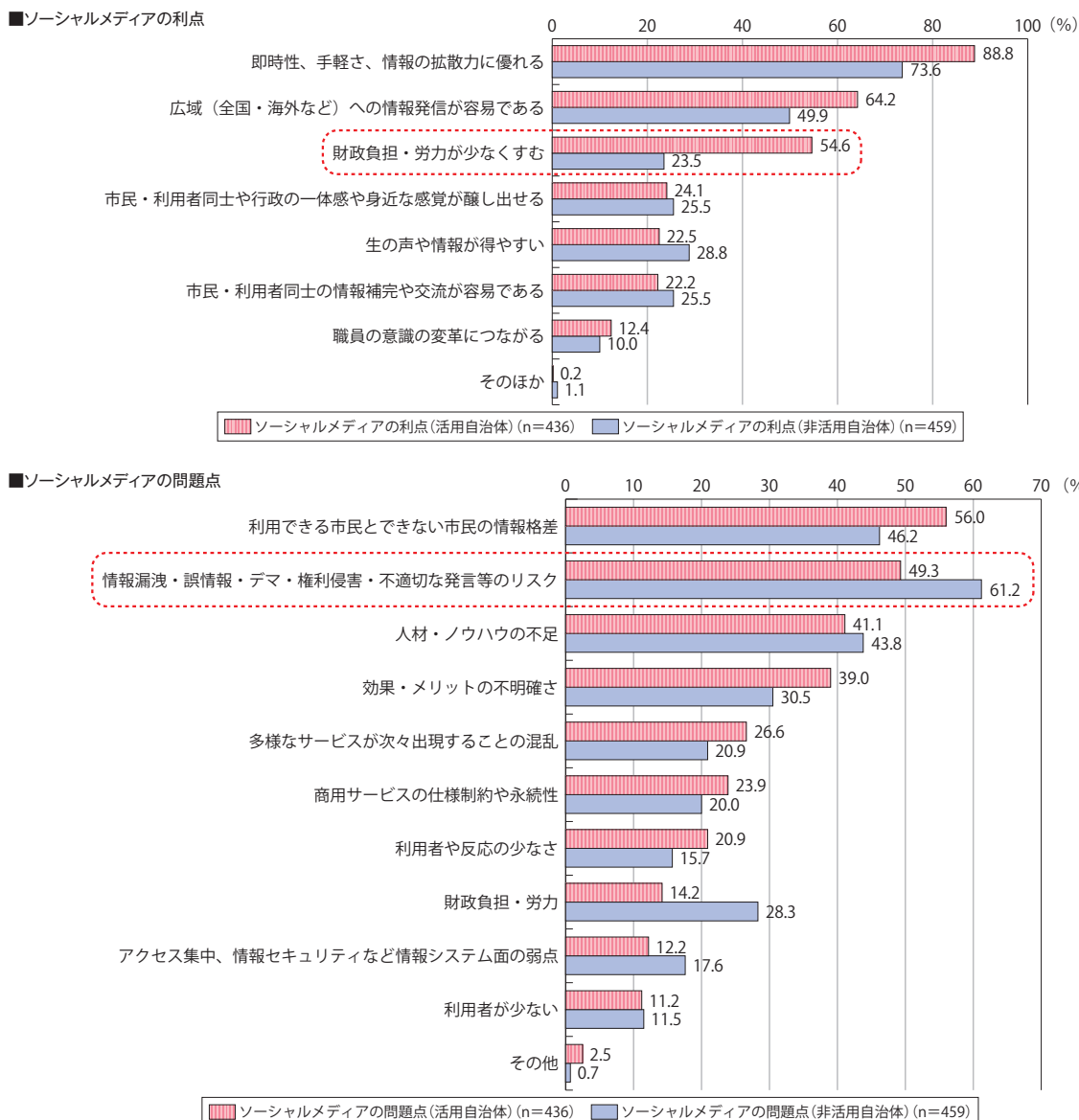


(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

最後に、ソーシャルメディアの利点及び問題点についてどう見ているか、活用自治体、非活用自治体別にみると、ソーシャルメディアの利点については、「財政負担・労力が少なくすむ」と考える地方自治体が、活用自治体の場合は54.6%に達しているのに対し、非活用自治体の場合には23.5%と、活用自治体がメリットと見なす傾向が強い。なお、「即時性・手軽さ・情報の拡散性に優れる」との回答はいずれも高く（活用自治体：88.8%、非活用自治体：75.6%）、広域の情報発信の容易性についてもいずれも評価が高い。今後、ソーシャルメディアの地方自治体での活用を進める観点からは、財政面・労力面の利点について理解を促進することがポイントであることがうかがえる。

他方、問題点については、活用自治体、非活用自治体いずれも、「情報漏洩・誤情報・デマ・権利侵害・不適切な発言等のリスク」、「利用できる市民と利用できない市民の情報格差」、「人材・ノウハウの不足」が上位3項目を占めているが、「情報漏洩・誤情報・デマ・権利侵害・不適切な発言のリスク」に関しては、活用自治体・非活用自治体で大きな認識の違いがあり、非活用自治体がより問題視する傾向が強い。また、「財政負担・労力」については、利点面の比較と同様に、活用自治体、非活用自治体間で大きな認識の違いが見て取れる（図表2-1-3-15）。

図表2-1-3-15 地方自治体におけるソーシャルメディアの利点及び問題点（活用有無別）



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

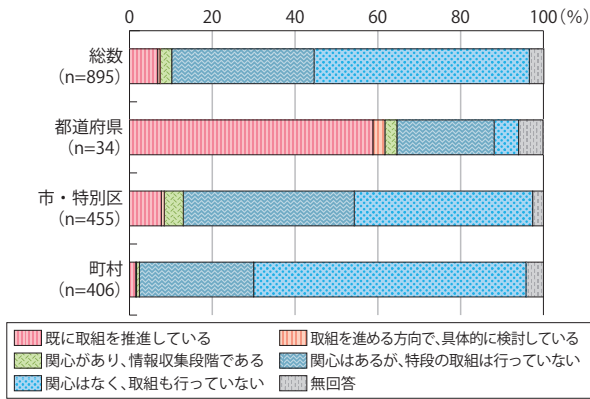
エ オープンデータへの取組状況

オープンデータについては、行政の透明化・公共サービスの向上という、主として行政側の目的と、新産業創出・経済成長という主として企業側の目的がある。現在、ビッグデータ活用に対する関心の高まりを背景に、企業側では、政府機関や地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化に対する期待感が高まっており、その中でも、地方公共団体の保有する公共データに対する要望が、保有機関別では最も高いとの調査結果もある*34。その一方で、地方公共団体側は、先進的な取組や協議会等での検討着手など取組が本格化しつつあるが、まだ端緒の段階にある。ここでは、オープンデータに対する地方自治体の取組状況及び認識についてみていくこととする。

まず、地方自治体のオープンデータの取組状況について、都道府県、市・特別区、町村別にみると、都道府県については取組の推進度合いが高いが、市・特別区、町村についてはこれからの状況で、市・特別区では43.1%、町村では65.8%が「関心はなく、取組も行っていない」と回答している(図表2-1-3-16)。

*34 「公共データの産業利用に関する調査結果」(一般社団法人日本経済団体連合会 2013.3.19 本文14ページ)によれば、調査回答のあった391件の回答のうち、保有機関別では地方公共団体が122件と最も高く(複数回答可)、国土交通省が116件、総務省が54件と続いている。https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/020_honbun.pdf

図表 2-1-3-16 地方自治体のオープンデータへの取組状況



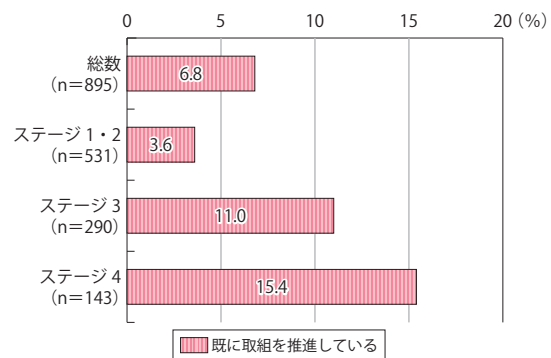
カテゴリ	既に取り組んでいる	取組を進める方向で、具体的に検討している	関心があり、情報収集段階である	関心はあるが、特段の取組は行っていない	関心はなく、取組も行っていない
総数 (n=895)	6.8%	0.6%	2.8%	34.4%	52.0%
都道府県 (n=34)	58.8%	2.9%	2.9%	23.5%	5.9%
市・特別区 (n=455)	7.7%	0.7%	4.6%	41.3%	43.1%
町村 (n=406)	1.5%	0.2%	0.7%	27.6%	65.8%

(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

これを、電子政府ステージ別では、双方向サービスに着手しているステージ4の地方自治体の取組推進比率が15.4%と、ステージ1、2の比率の4倍以上となっている。このように、ステージ4の自治体は、オープンデータには相対的に親和性が高いことがうかがえる(図表2-1-3-17)。

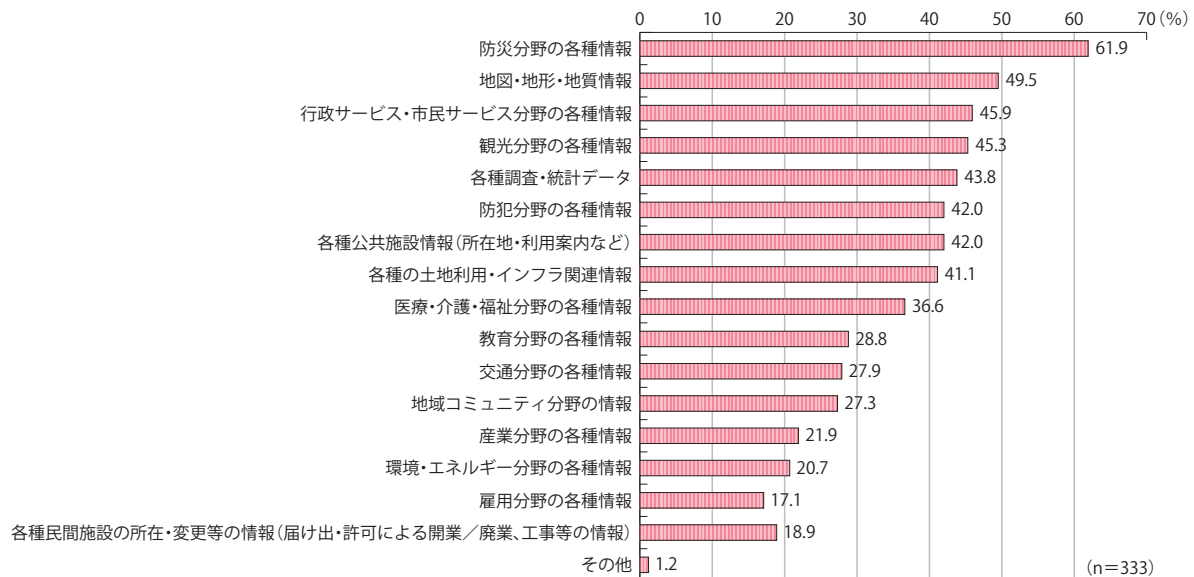
次に、オープンデータに関心がある地方自治体に対して、どの分野のデータ提供に関心があるかを聞いたところ、「防災分野の各種情報」が61.9%、「地図・地形・地質情報」が49.5%、「行政サービス・市民サービス分野の各種情報」が45.9%と上位を占めている。ただし、特定の情報への集中は少ない(図表2-1-3-18)。

図表 2-1-3-17 地方自治体のオープンデータへの取組状況(ステージ別)



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

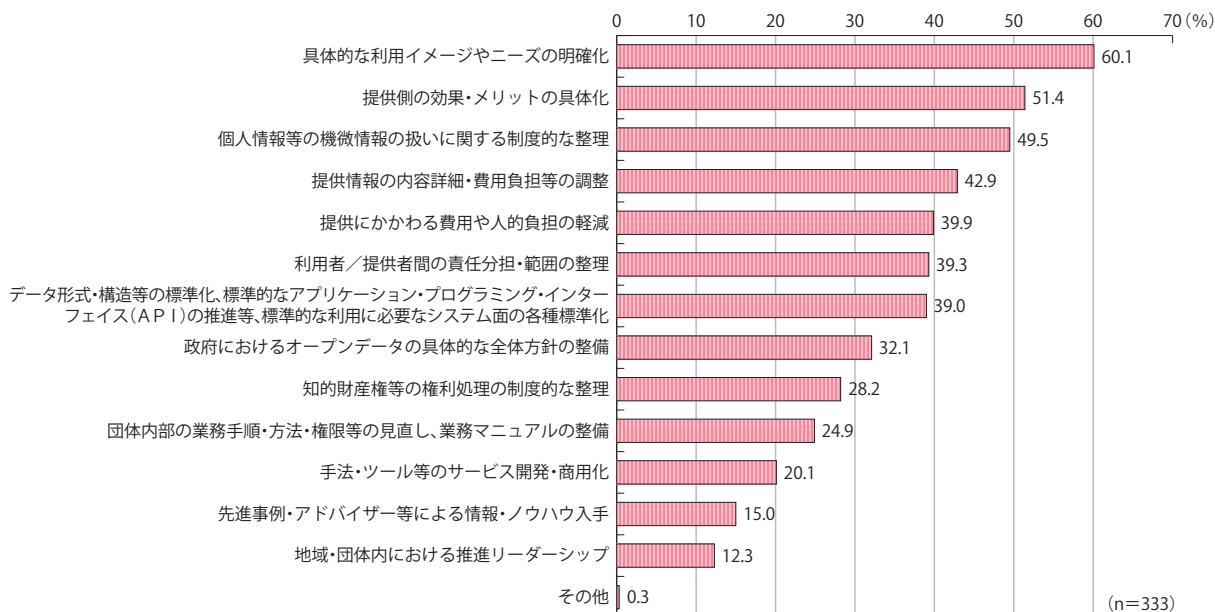
図表 2-1-3-18 地方自治体におけるオープンデータに関心のある分野



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

最後に、オープンデータの取組を進める上で、優先順位の高い課題について聞いたところ、「具体的な利用イメージやニーズの明確化」(60.1%)、「提供側の効果・メリットの具体化」(51.4%)といった活用のイメージが把握されていないことがいずれも5割を超えている。次に、「個人情報等の機微情報の扱いに関する制度的な整理」(49.5%)、「提供情報の内容詳細・費用負担等の調整」(42.9%)と続いている。「政府におけるオープンデータの具体的な全体方針の整備」については、32.1%の地方自治体が優先順位が高いと回答している(図表2-1-3-19)。

図表 2-1-3-19 地方自治体におけるオープンデータを進める上で優先順位の高い課題



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

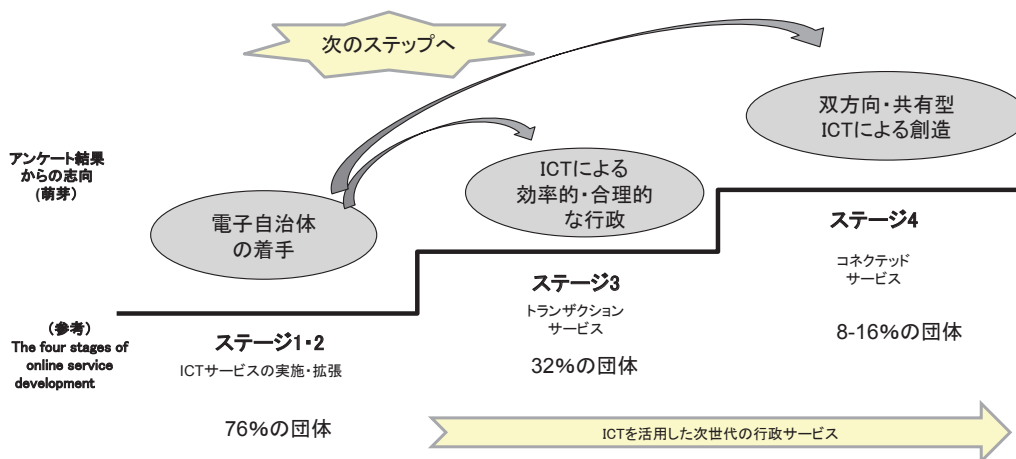
オ 調査結果等からの示唆

最後に、上記の調査結果から得られる示唆について、海外の動向との比較も踏まえつつ述べる。

電子手続（取引サービス）を中心とする従来の電子行政の取組についてみると、その利用動向については、電子商取引との比較、他国との比較をみると、必ずしも十分に活発であるとはいえないとの批判が考えられる。これについては、住民側は、電子申請や電子的な税申告・納付のメリットは一定程度認めつつも、既存のネットを介さないサービスへの満足感が高く、電子的なサービスが、現状のサービスを上回るメリットを提供できていないことが利用率の低さにつながっている可能性がある。また、全体的にみると、電子政府・電子自治体の認知について高くなく、その効果についても利便性向上を中心として認識しており、行政コスト削減など社会全体の効果についての認識は必ずしも十分に浸透していないことが示唆される。

また、身近な行政サービスとして電子政府の浸透に大きな役割を担っていると考えられる地方自治体については、国連調査における4段階評価において、より多くの自治体がステージ3・4と評価されるよう、さらに取組を促進していく必要がある状況と考えられる。ステージ3の自治体は番号制度、ステージ4の自治体はオープンデータやソーシャルメディア活用に親和性があると認められ、次世代の取組を進めるためにも、各地方自治体のステップをステージ3、ステージ4へ移行を進めるべく意識の変革を図る必要があるのではないかと考えられる(図表2-1-3-20)。

図表 2-1-3-20 地方自治体における電子手続きの発展イメージ



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

本調査結果では、番号制度やオープンデータについて、全体的に一定の関心があるものと認められる。先進自

治体を中心に、番号制度を活用したより利便性の高いサービスの提供や、オープンデータを活用した民間の知恵を集めた多様な公共サービスの創造を進めることへの意欲が読み取れる。これらのサービスが実現され、メリットを具体化させることができれば、現状の（リアルな）サービスを上回るメリットを提供することが可能となり、住民による利用も促進され、動きが加速されるのではないかと考えられる。

なお、ソーシャルメディアについては、商用SNSを中心として新しい活用方法に期待は高く、そのメリットや財政・労力軽減効果について、幅広く情報共有を進めることが、その普及を加速させるものと考えられる。

オープンデータについては、都道府県の関心は高いが、市・特別区、町村とその関心が低下している。また、具体的な利用イメージやメリットについてまだ具体的に認識されていない傾向が見て取れることから、幅広い地方自治体にその意義等を浸透させることがまず何より求められよう。